

高野山金剛三昧院所蔵『別尊要記』第四帖

―翻刻・影印・解題―

中世密教聖教研究会

凡例

一、本篇は、常喜院心覚の撰述にかかる『別尊要記(鶴林鈔)』巻第四の翻刻(校訂本文)と影印である。

一、底本には、弘安四年(一二八一)四月二十二日書写の奥書を持つ高野山金剛三昧院本(高野山大学図書館寄託、「請求記号」特二二／へ金／六)を用いた。

一、本文については、以下の要領で翻刻した。

・字体は、原則として現在通行の字体を用いたが、一部の異体字・略体字はそのままとし、以下に示す語については、各条の初出箇所右傍に、正式な表記を()記号を以て示した。

○(輪、越略点 中略符号)	ム(某、私、仏)	三尸耶(三摩耶)	タラニ(陀羅尼)	土心水師(堅慧法師)
ㄨ(密)	ㄨ一(室生)	ㄨ朱(宝珠)	广言(摩訶)	万夕(曼荼)
尺迦(釈迦)	古(鈷)	古摩旦(護摩壇)	台(胎)	竹木目(箱)
羊石(羯磨)	并(菩薩)	花嚴(華嚴)	車水輪(転法輪)	并(菩提)
湏(灌頂)	理生(理性)	諸巾(諸師)	醍胡(醍醐)	護广・古尸(護摩)
				青宇(請雨)
				軍タリ(軍荼利)

・通読の便宜を図って、句読点・並列点を私に付した。
 ・行取り・小書・双行注は、底本の通りとした。

- ・底本に存する訓点や抹消箇所は翻刻せず、挿入記号を用いて文字を補った部分は、本文に入れ込んだ。
 - ・朱筆は、「」記号を以て示した。
 - ・各丁の表裏は、「(1オ)、あるいは」(1ウ)などと示した。
 - ・人名比定については、該当する箇所の右傍に() 記号を以て示した。
 - ・小書きの○数字は、本文読解上、参考となる情報を校異欄に注記していることを意味する。
- 一、校異については、鎌倉時代後期の書写と考えられる称名寺本(神奈川県立金沢文庫管理、「函号」一一八―一〇―四)や、その他の関係文献を使用し、以下の要領で示した。
- ・対校本などに見える振仮名・捨仮名・返り点の類は、原則として示さなかった。
 - ・本文の異同及び改補に関する校異で、その同一行に属するものは○記号を挿んで連記した。
 - ・対校本もしくは諸書によって本文を改補した場合は、校異に「○○により改めた」、「○○により補った」のように記した。
 - ・校異に使用した写本や文献については、以下の略称を用いた。

◎ 称名寺本

◎ 東寺諸堂記(『東寺百合文書』甲号外二九) 所引本

◎ 不灌鈴等記(『大正新脩大藏經』第七八卷 統諸宗部九)

◎ 伝受集(『大正新脩大藏經』第七八卷 統諸宗部九)

◎ 覚禅鈔(『勸修寺善本影印集成』)

◎ 如意宝珠御修法日記(杉橋隆夫「四天王寺所蔵『如意宝珠御修法日記』・『同』紙背(富樫氏関係)文書について」

『史林』第五三卷第三号、一九七〇年)

◎ 雑筆要集(国立公文書館押小路本、「請求番号」古〇〇二―〇一三二)

◎ 『儒林拾要伝』(愛知県立大学図書館蔵、「請求記号」二二〇/二七)

一、影印は白紙の部分も含め、全てを掲載した。

一、本研究会のメンバーは、以下の通りである。

坂口太郎（高野山大学文学部助教・密教文化研究所兼任研究所員、本研究会幹事）

上野勝之（奈良大学非常勤講師）

高橋悠介（慶應義塾大学附属研究所斯道文庫准教授）

橋本正俊（摂南大学外国語学部教授）

花川真子（京都大学人間・環境学研究所博士後期課程）

藤本孝一（総本山随心院文化財顧問、冷泉家時雨亭文庫調査主任）

船田淳一（金城学院大学文学部教授）

〔外題〕
別尊要記第四
諸師

四帖内

〔一〕 別壇古尸（護摩）

〔二〕 星供作法

〔三〕 香象

〔四〕 八千枚

〔五〕 珠法外儀記

〔六〕 求聞持相承

〔七〕 虚空蔵天冠法

〔八〕 為亡者修古尸（護摩）

〔九〕 水月觀音法

〔十〕 正了知大将

〔十一〕 香呂代用花枝

〔十二〕 瘡病対治

〔十三〕 雨宝陀羅尼

〔十四〕 宝夾印法

〔十五〕 金剛夜叉

〔十六〕 後七日

〔十七〕 五大尊座位

〔十八〕 請雨

〔十九〕 平等王

〔二十〕 歳末御修法

〔二十一〕 転法（輪）

〔二十二〕 法華

〔二十三〕 青字（請雨）

〔廿四〕 五大尊惣印

〔廿五〕 尊勝印

〔廿六〕 薩埵・転法（輪）・不動

〔廿七〕 晦御念誦

〔廿八〕 仁王経法

〔廿九〕 東寺講堂仏

〔卅〕 大師始修大法

〔卅一〕 嗟峨积迦

〔卅二〕 救世観音

〔卅三〕 大師為靈山聴衆

〔卅四〕 堅恵法師

〔卅五〕 七仏薬師

〔卅六〕 灌頂作法

「（1才）」

「（1ウ）」

【金剛】①「薬叉」。また、この下に『十六』（朱筆）「宝珠」の条目あり（以下、「十六」後七日から「五十八」請雨法辞書案までは、①における条番号が一つ多くなる）。

【法華】①「法花」。

「卅七」智拳・如来拳	「卅八」埋 ^(宝珠)	
「卅九」避虵	「四十」奥沙子平	
「四十一」金薩真言多種	「四十二」大師御筆	「(2才)
「四十三」蘇生咒	「四十四」大転 ^(輪)	
「四十五」三个杵用所	「四十六」愛王五指量	
「四十七」人形杵	「四十八」供料請文	
「四十九」御修法結願詞	「五十」護摩要事	
「五十一」願書	「五十二」神供方角	
「五十三」御素木加持	「五十四」種三不知仏供養	
「五十五」不動	「五十六」鬼宿	「(2ウ)
「五十七」令法久住法	「五十八」請雨法辞書案、大唐曲成	
「五十九」三十六禽	「六十」親王	
「六十一」始新仏	「六十二」紫鉞宛南方	
「六十三」孔雀経	「六十四」同三昧耶形	
「六十五」金輪種子	「六十六」仁王経 ^(曼荼羅) 万タラ	
「六十七」近士	「六十八」近円	
「六十九」十八道表白	「七十」大師即身成仏	「(3才)
「七十一」三帖 ^(鮎)	「七十二」御入定行儀	「(3ウ)

【護摩】^(稱)「古广」。

【方角】底本「角方」。^(稱)により改めた。

【大唐曲成】^(稱)この上に「六十」の条番号あり(以下、「五十九」三十六禽から「七十二」御入定行儀までは、称における条番号が二つ多くなる)。

【万タラ】^(稱)「万タ羅」。

【道】^(稱)なし。

「二」別壇古广作法^(護摩)

大壇供養法了散念誦時、古广壇阿闍梨、

登礼盤。先、塗香。次、護身等。次、加持香水。

次、加持漱口。次、灑供物。次、^(羯磨)羊石加持。次、^(鉢)以三古

加持。次、觀諸尊。次、七処加持。次、大鈎召。^{召請}

^{諸尊、合冥会}古广壇諸尊云々。次、花座。次、八供養印言。次、事

供。次、普供養印明・三力・祈願・礼仏。次、加持芥子。

次、火天觀。次、火天明一百八反。次、三平等觀。次、

指環。次、取三古杵、作古广法^{常如}。古广了八

供養印明。次、事供。次、普供養印明・三力等。次、

撥遣如常。^{觀念古广壇諸尊。還歸大壇本位云々。}次、下礼盤了。

^(芳源)以安養房自筆本、書之。

或問云、古广壇供、何程可供乎。

^(私)△云、末学之間、或記出二説。

一云、大壇阿闍梨、於大壇事供養時、同

供之。

一云、古广阿闍梨、本尊段供之。^{△云、後輩会}

^{積敷。}

「(4ウ)

【了】底本「ノ」。①により改めた。

【漱】①「瀨」。○【三古】底本「以三古」。①により改めた。

【云々】底本「々々」。①により改めた。

【八】底本「一」。①により改めた。

【如常】①なし。

【普】①により補った。

【位】①「供」。○【云々】底本「々々」。①により改めた。

【以】①「次」。

二二 星供念誦次第

仏眼 大日 頂輪王 八文 白衣 本命星

本尊^{当年星也} 本命曜 本命宮 本命宿 北

斗惣咒 七曜 九執 十二宮惣咒 廿八宿惣咒

大輪 一字

「(5才)」

本命星、随生年計之。本命曜、誕生日直曜也。本命宮宿、宿曜道勘之。

付生時天幡、以月曜所在宮宿、為本命宿。

仍、無宿曜人者、不知之。然者、本命曜宮、用

七曜惣印咒。本命宿、用廿八宿印咒也。縦

雖有宿曜人、不必注送本命曜宮宿者、

用惣印惣咒也。或亦、雖有宿曜為不叶

人、尚用惣印惣咒也。或亦、有諸曜宿惣

印惣咒、通九曜・十二宮・廿八宿等用之。一説、宿

曜經^①中、以十二宮配十二月。依此説、以生月為

本命宮。是一往義也。非理尽説。仍、不用此

義。又、以傍通曆日直宿、為本命宿。此亦、不

正義也。古徳云、星供念誦、広定不過九種

云々。是規模伝也。但、近代依為要、多又

誦真言如上。は無難。或又、頂輪王・八

「(6才)」

「(5ウ)」

【宿、宿】^①「宿、々」。

【宿曜人】底本「宮曜人」。^②により改めた。○【必】

^③「知」。

【廿八宿等】^④により「等」を補った。

① 不空訳『文殊師利菩薩及諸仙所説吉凶時日善惡宿曜經』。

【非】^⑤により補った。

文・白衣・惣咒等、不必誦之。九種取
要可用之。又、以生年支干、為本命日、

此修本命供。其作法在別。

一夜所供也。星供本法、以人定時^{亥時}修之。但、

星顯現之了、戌時、又、修之。若冬時、申剋日入

者、雖申酉時、星等出現之後修之、無失。錢

供了之後、必燒之。

星供^ハ、多分当年星奉供也。但、宿曜勘文之

中、為慶厄之星、又、奉供之。与慶之星者、弥

為与吉事給也。為厄之星、為転禍供之。

又、每九曜有奉供之。時節可聞口伝。但、有火

急之事者、不論時節修之、無失。

諸曜宿印、左手立風火、空入掌、以地水

二指押之。真言曰、

唵嚕迦々々迦羅野^{サカ}。

已上、印明暗書之。印説文、咒文字、不必同

本説歟。

北斗惣咒^ハ、以廳多尔曩咒為本。^{秘之}召北斗為次。

各在次第。惣印、亦有二伝。

始所書之念誦咒遍者、本尊千返若二三千

「(6ウ)

「(7オ)

「(7ウ)

【召北斗】底本「斗」なし。①により「斗」を補った。

【在】①により補った。

遍、随状。大輪七反也。自余真言、皆百反誦之也。

已上、聖賢闍梨記也。(勝賢力)云々以律師本書之。

〔三〕香象事(藤原忠通)法性寺入道殿、問諸宗給。無会申人。

忠尋座主勘申云、仏説法庭、八部鬼神来

集之時、其香氣、人間不可堪也。仍、香象

出来、於如来御前、薰之歟。經説有之云々。

△勘云、八十花嚴經廿九云、輪王太子授職

時、令乘白象宝、香水灌頂。見。

「(8才)

〔四〕八千枚

或人私記云、本尊段和合供之所、八千枚燒作法。

先、塗香六度。次、蕪油三度。大小杓各三度。次、乳木八

千枚之内、一千枚燒也。一枚ツ、挿入。『次、燒供廿一度。和合供也。小杓。』次、芥子千度。

次、蕪原一行

油一度。大杓。次、嗽口一度。次、普供。已上一度。又取テ還テ、

次度、蕪油一度。大杓。次、乳木千枚。次、燒供廿一度。

和合供。次、芥子千度。次、蕪油一度。大杓。次、嗽口一度。

「(8ウ)

【象】底本「氣」。①により改めた。

【或人私記云】①前行の「八千枚」の下に記す。

【各三度】①「各三ト」。

【和合供也】①「和合供之」。

次、普供明。後々六段モ此定也。

惣八千枚之内、一千枚ヲ一度合焼也。都八度ニ焼尽也。八度ニ焼了ヌレハ、如例加持物。先、乳木六枚。

廿一枚之内。八千枚之外。次、薬種。次、芥子。次、普供明等。

次、嗽口三度。次、撥遣。次、如例諸尊段。次、世天段。

已上、一説。

「(9才)

又云、如例本尊段行也。其レニ取テ百八乳木之所ニ

例ノ百八乳木ヲハ不置シテ八千枚ノ乳木ヲ

置也。八千枚之内、一千枚ヲ一具ニ合テ一度ニ

焼尽也。一スチツ、。

已上一説、以或人記書之。

「五」如意宝珠御修法日記

大治二年丁未十二月廿七日、壬午、天晴。從今日、權僧正醍醐

勝覺鳥丸三条坊門(白河)能遠朝臣宅。本院御祈、被修御修法。

申剋、被渡御仏。(藤原)御使石見守資盛也。新長横奉入之。

夫二人・下法師、各着白淨衣。件長横、先奉昇居壇所南縁。

「(9ウ)

【合】称「令」。

【之】称ニケ所ともになし。

【一】称なし。

【鳥丸三条坊門】如「三条坊門鳥丸」。○【能遠】底本「能繼」。○称如により改めた。○【被修】称如により「修」を補った。

其後、林覺并資盛、相共奉昇入是橫於

壇所内。次、開長橫、取出八角朱唐櫃。次、開唐

櫃、奉出黒塗篋一合。其篋内、在御本尊云々

本院、自被付御封。其後、以赤色九条袈裟、權

僧正勝寛、自被奉裏件御篋。次、高机上覆

白生絹、其上被安置御本尊。此後、資盛帰参

了。戊剋、有御幸。御発願時。御共、民部卿忠教

別当美行・左兵衛督実能・皇后宮権大夫

師時藤原・右兵衛督伊通・大弐長実・左京大夫

経忠等也。人々、被候中門廊。初夜時了還御。

今夕、三院為御方違、令渡鳥羽殿云々、依節分

也。伴僧六口、林覺遍知院・源意禪林房・維寛

教行智積房・琳勝阿闍梨・行耀越前・俊寛遠江公等

也。承仕二人也。壇所之内、承仕二人之外、無出入

事、伴僧座与壇所間、立塞部。但、息災法

也。燈台五本、於四本者被立壇四角。是常事

也。至今一本者、被立本尊前。当壇中心也。雖

息災法、被用芥子也。可尋其意也云々。

「(10才)

【黒塗篋】如「塗箱」。

【色】如なし。

【了】称なし。如「畢」。○【発願】称如「発願之」。

【伊通】如「行通」。

【等】如なし。○【了】如「畢」。

【三院為】如「院」。○【節分】如「節会」。

【阿闍梨】称「禪林房」。如「理林房」。

【教行房】称如「教住房」。○【智積房】称「智積房」。

【行耀】如「行耀」。○【越前】称「越前君」。

【至】如なし。

【意】如「心」。○【云々】称なし。

「(10ウ)

「(11才)

被載卷数之真言

仏眼・大日・本尊^{不知}・不動・大金剛輪・一字等

也。伴僧所唱之真言、振鈴以前^(胎)、台藏大日真

言。振鈴以後^{ニハ}、仏眼真言。一字金輪所、一字金

輪。伴僧等者、不高声秘唱之。於讚者、四智并

不動等也。日数以十个日限之修。中門中立札、

不入荒涼人、是院宣也。同三年正月七日、彼御

修法、今日須被結願也。而依日次不快、残留一

時。八日暁、御結願、又御幸、布施。

已上、御修法日記、侍從律師本書了。

〔六〕或師^修伝云、求聞持相承、道慈律師付

善議大徳、々々付勤操僧正、々々付大師也。

然而、件次第^{ニハ}、身心无^ニ観^ト云テ、種子・三昧

耶形等ノ観無之。画像・身心成無^ニ観許也。其

後、大師御入唐之時、惠果和尚^ニ奉習此法

給^{ヘリ}。種子^五・三釵・道場観等、并前

後供養等修之。以来所付是也。此法、一時・二時多

説有之。檜尾僧都奉習大師日記^三、一日一上、或一

日二上^云。雖然、三時可修之也。就中、陀羅尼集

〔11ウ〕

〔12才〕

【之】(如)なし。

【不】(称如)により補った。○【高声】(如)「高吉」。

【不動】(称如)「不動讚」。○【日数以】底本「日為以」。

(称)により改めた。(如)なし。

【人、是】(如)なし。

【又】底本「文」。(称如)により改めた。○【布施】(如)「布

施云々」。

【无】(称)「無」。

【成】(称)なし。○【画】底本「盡」。(称)により改めた。

【御】(称)なし。

【来】(称)「朱」。

「九」又云、水月觀音法常曉請来云々。
種子・三形・印言如意輪法也。但、形像二臂、向水。

是表生死
大海也。

「十」正了知大将法是法可見最勝王經
為福智等、修之。
種々、三鉾散手ホコノ名也。

「(14才)

印、金剛合掌也。真言、僧慈尼沙可。
本尊、形像六臂唐本像也。

「十一」香呂代用花枝事

高尾万タラ(菩薩)ニ焼香并之処、凶花云々。
已上、或人口伝。

「十二」瘡病対治法或上人伝也。
必有驗事也。

「(14ウ)

先、加持硯水法界印。觀↓字
於水底。

次、病者左右手、書普賢三昧耶真言

字或用漢字。額用↓字。次、以所持真

言、加持之云々。

【可】この上に墨点あり。「呵」の異体字か。

【万タラ】①「曼荼羅」。

【法界印】①「法界生印」。

【↓】底本誤写あり。①により改めた。○【額用】①「額書」。

「十三」雨宝陀羅尼

大師、以尺迦（釈）為本尊云々

宝処三昧耶故也。以宝珠（摩耶）為三マヤ形。

尺迦印、用雨宝陀羅尼云々

部主段（菩薩） 諸尊卅七 伴僧經 御加持咒

円行伝云、以宝生如来為本尊。

以宝珠為三形。宝生印二用陀羅尼。

或云、以持世為本尊。非説。

「十四」宝篋印陀羅尼經

以尺迦（釈）為本尊。或以大日（胎）為本尊。（金剛智）塔印。（陀羅尼）誦タラニ。

「十五」金剛夜叉軌

世流布儀軌、四十未滿不可授之。件軌八家請来無之。

只、安然惣録①載許也。随又、文章不似三蔵筆。（金剛智）

又、乍注金剛訳下、指弟子不空訳

不動立印儀軌②条、又無其謂歟。

（惠仕）件軌沙汰者、勝定
房説也。自証房
（寛印）

「（15才）

「（15ウ）

【尺】（稱）「釈」。以下同。

【マヤ】（稱）「昧耶」。

【印】底本「即」。（稱）により改めた。

【卅】（稱）「三十」。

【本尊】（稱）この下に「以」あり。衍字か。

【尺】（稱）「釈」。○【胎】（稱）「台」。

①安然撰『諸阿闍梨真言密教部類総録（八家秘録）』。

②不空訳『金剛手光明灌頂経最勝立印聖無動尊大威怒王念誦儀軌法品』。

山参上。件日入夜、有御物語。其次尋申。抑

真言院御修法、何様事哉。答云、为国家太

平・五穀成就、以一阿闍梨、為阿闍梨、引率数

口助修。為每年不闕御願。件法、自一阿闍梨外、

全人不可知事也。大師数日間、廻思令案、奉

置始之。然間、依念々無言立座。同七日、般若寺

御還向。同九日参上。尚前事問申。口受云、雖

兩界行、実宝生如来法也。種子・三形・印明凶、如

金剛界。但、壇上置仏舍利。本尊三昧形并

舍利・^(室生)一山、此三宝一体可觀。胎藏又如是。但、

依因曼茶羅、行并耳。

延喜廿年八月九日 仏子寛空

〔十七〕 五大尊座位不同

或人語云、龍光院経藏、^{故中院明算}閻梨師跡

御筆^①五大尊^{画像}御。以降三世、居中央。以不動、

降三世之跡居之。故御室^(覺法法親王)高野令奉進敷。

〔17ウ〕

〔18才〕

【御修法】^{〔覺〕}「後七日御修法」。○【答云】^{〔稱〕}改行。底本「云」なし。^{〔稱〕}により補った。^{〔覺〕}この下に「後七日御修法大師」あり。

【令】^{〔覺〕}「食」。○【奉】^{〔覺〕}なし。

【口受云】^{〔覺〕}この下に「後七日御修法」あり。

【実】^{〔稱〕}により補った。

【三昧形】^{〔覺〕}「三形」。

【依】^{〔覺〕}この下に「為」あり。○【曼茶羅】^{〔覺〕}「万タラ」。

○【耳】^{〔稱〕}により補った。

【十七】^{〔稱〕}「十八」。

【色】^{〔稱〕}「也」。

①空海筆。

金剛夜叉三面六臂
五眼。 不動

頂上蓮金色。
兩目開、坐切石。

降三世三面八臂也。
左踏天。右妃。
(大自在天)(烏摩)

大威徳六面六臂六足。
青牛。弓箭ハ
分タリ。 軍夕リ(軍荼利)
一面八臂。

〔18ウ〕

〔十八〕 請雨

種々 三賢瓶 印宝瓶印 明イ イ イ イ

イ

口受云、三广(摩)耶形ハ、雖塔婆、(塔婆)々々中可觀賢瓶也。

也。

本尊加持。

尺(釈)迦鉢・觀自在・金剛薩埵、三尊也。

〔19才〕

〔十九〕 平等イ イ イ

愛菩薩、反成閻王。右手持檀茶印、左手持

人王。身色赤肉色。坐水牛。此王殊除死難云

歸命イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ

壇茶印 外五古印

【頂上蓮金色。兩目開坐切石】(稱)なし。

【十八】(稱)「十九」。

【尺】(稱)「釈」。

【十九】(稱)「廿」。○【平等イ イ イ】(覺)この下に「般若寺僧正」あり。また改行せず。

【菩薩】(稱)「并」。○【反】(覺)「変」。○【印】(稱)「即」。

【身色】(覺)「身」。○【殊】底本「珠」。小(稱)により改めた。

【イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ】(覺)「イ イ イ イ イ イ」。

【壇茶印 外五古印】(覺)前行に続ける。

延喜廿三年六月六日、於般若寺聞之。凡件日、究竟事等伝受、及数剋。

金剛仏子寛空

已上、(寛空)香隆寺僧正記録、(元果)延命院上綱伝之。

「(19ウ)」

「二十」歳末御修法事

(行意)大夫律師云、歳末御修法、是不動調伏法也。伴僧廿人全非他法。然、或人月迫比、参入御所之次語云、

近日、奉歳末御修法。是如意輪法也。云々不足言事歟。除目御修法、又不動也。全非他法。

「(20才)」

「二十一」転法輪事

師口云、(転法輪)車水輪、入我々入時、降三世之三摩地二入也。

正念誦時、十六大護并五類天等、教勅印

明ヲ可結誦。但、真言初明王一字心ヲ可加。教勅義

也。有口伝。次、護摩入、初火天段、如常。第二部主段

二説。一、大輪明王、(勝覺)三宝院僧正説也。一、金剛手。後説、道理勝也。

散念誦時、仏眼・大日・十字仏頂・金剛拳、

具在口伝。

「(20ウ)」

【延喜】(覚)この上に「已上」あり。○【廿三】(称)「廿」。

【廿二】。○【六日】(称)「二日」。○【凡件日、究竟事等伝受、及数剋】(覚)なし。

【金剛仏子】(覚)なし。

【之】(称)「也之イ」。

【二十】(称)「廿一」。

【伴】底本・(称)「件」。意により改めた。

【不足言事歟】(称)一行として独立する。

【不動】(称)「不動法」。

【二十一】(称)「二十二」。

【摩】(称)「魔」。

【理】底本「里」。(称)により改めた。

有説、弥勒為本尊。不用也。

又様、轉法(輪)○、本尊大輪明王、

種子、系。三形、八輻輪。

印明、小金剛○印言也。又、大金刚○印言也。

大輪明王(菩薩)、慈氏并(菩薩)教令輪也。

部主、一字金輪也。

師口云、本尊降三世也。理趣尺(尺)一切平等建立

如來ノ品①見タリ。是深秘中深秘也。

引生塩潮也。頭酢者ヨキスナリ。

已上、在イ抄。或人以下也。

二十二 法華法

或師云、此法ハ可習本尊。雖有多説、至極ハ大

日也。但、去尺迦(尺)・多宝二仏ヲ、非安大日一体ヲ

也。宝塔ハ即大日身ト習也。法身塔婆之内、

表定恵二徳ヲ、二仏同座給也。故万夕羅座(曼荼)

位、專如儀軌。二仏種子・三形、如常可觀。印明異

常途在口。此法兩部合行云々。此ハ故理性房法(賢覚)

眼ニ所受申也。広沢之流ニモ大旨如此。都魯

「(21才)

【也】(稱)「之」。

【小金剛○】(稱)「小金剛輪」。○【大金刚】(稱)「大金」。

【尺】(稱)「尺」。

①底本「只」に近い字体。『大樂金剛不空真実三昧耶經般若波羅蜜多理趣尺』降三世教令輪品か。

【潮】底本「湖」。(稱)により改めた。

【二十二】(稱)「廿三」。○【華】(稱)「花」

【尺】(稱)「尺」。

【万夕】(稱)「曼荼」。

【此】(稱)この下に「歟」あり。

婆香ハ芸台香也。煎シテ小鉢ニナト入テ、中

瓶ノ後ニ置也。以上、或人說殊。

或人云、法花法本尊不動云事ハ、智証流最秘

事也云々。將門乱ニハ以三井人ヲ、被修法花法ヲ、

以不動、為本尊云々。抑息災之時、不動ヲ白色ト

習也。尠見。

同人云、無量壽命決定如来ハ即普賢也。是

金剛薩埵也。安然教時 義也。尠見。金剛薩埵、是普賢

延命也。真実經②文句見。已上、或人惠。

「(22才)

【也】(稱)「之」。○【以】(稱)「已」。○【說】(稱)により補つた。○【殊】(稱)「殊」。

【法花法本尊】(稱)「法華法本尊」。

【教時義也】(稱)「也」なし。

①安然撰『教時問答』。

【実】(稱)「言」。

②不空訳『金剛頂一切如来真実撰大乘現証大教王経』。

【二十三】(稱)「廿四」。

【尺】(稱)「釈」。

【授】(稱)この下に「之」あり。

「二十三」(請雨)青字

鉢 尺(釈) 迦 印鉢 明尺迦 台有

秘説、智吉祥印、水空相捻。

已上、勸修寺之様。(実運) 故左府僧都授。

義範・々俊之説亦同。(賢俊) 故理性房 法眼授。

又説、聖賢阿闍梨説 本尊 金剛界大日々云。

【阿】(稱)により補つた。

賢瓶或塔。但、塔中ニ有ト
瓶觀。是吉様。

「(23才)

智拳印或說賢瓶印。
如尊勝宮印。

明 諸事水ニ
カタトル物也。

但、此說ヲハ、
(実運カ)故左府僧都、不肯受給云々。

又云、祈雨時、強不雨レハ、以仏舍利入龍穴。此二様。

一云、茅龍頭納云々。一云、サ、船ヲ作テ舍利ヲ

置放池云々。尚、不下レハ、クチラノ骨ヲ入池ニ。彼骨ヲ

非說ニハ、龍王厭不淨ヲ、下雨水ヲ淨之也。

「(23ウ)

已上、或師修說也。次第口伝、在別紙。

「二十四」五大尊惣印

(兼意) 或人云、御室令問宝心闍梨御之処、闍梨申云、

普通外縛(鉗)五古云々。御気色、頗不令甘心御云々。

同人云、三密房伝(聖賢)ハ三マヤ会薩埵(摩耶)五古云々。是智

广房說云々。

【納】(称)「細」。

【下】底本「不」。 (称)により改めた。

【二十四】(称)「廿五」。

【縛】(称)なし。

【埵】(称)なし。

「二十五」^(挿入)『同人云、尊勝秘印ニ智拳印舒風、』^(宝心)鈎^{スル}事、令尋醍醐上野闍

梨之処、無指本^{一行}○原、
〔24才〕

說事也。頗有弄言^{云々}。

已上、或人^{兼說}。或人以下

「二十六」薩埵・転法輪・不動事

^(寛助)成就院僧正御説^①云、金剛頂瑜伽經云、

毘^(盧遮那)ルサナ如来、現種々身。一、正法輪身、現転法輪^(菩薩)并身。二、教令輪身、現不動明王身。

大日經、金剛薩埵印、転法輪并印者。故知、
〔24ウ〕

大日即薩埵、^(薩埵)々々即法輪、^(法輪)々々即不動。

已上、自証房伝。^(覚印)

「二十七」晦御念誦事

^(私)△問、古日記云、朔^{ヨリ}三日可^キ修^ス。秘故^ニ、前月廿八

九晦^下修也。三日九時ノ故、結願座^ハ、当朔日也。^{(但、近代三日、}

各一時

私疑云、朔^{ヨリ}修之^ヲ。何事ノ可^レ顕^レハ、秘之前月^{ヨリ}

修之哉。又、朔^{ヨリ}修^{ケム}時、朔御念誦^ト可云敷。

〔25才〕

【二十五】^(稱)「廿六」。ともに項目名「尊勝印」を脱するか。

【二十六】^(稱)「廿七」。

①寛助撰『別行』。

【毘ルサナ】^(稱)「毘盧遮那」。

【二十七】^(稱)「二十八」。

【秘故^ニ】底本「々秘故^ニ」。^(稱)により改めた。

何云晦、(御念誦)ト乎。又、仁海比ナトハ自朔日三日修

ク_ル歟。書状ニ見。尔者、何云晦御念誦乎。

或師云、從一日後夜時、可修之。增益故也。仍晦

夜、參入堂場、莊嚴等沙汰有故_ニ、俗_ニ言

晦御念誦也_{云々}。

(仁海)小野僧正御消息云、

真言院晦御念誦申付人、俄所勞候。明日、

件手代可令勤仕給也。已下、故如此作法、委

在対面耳。

三月二日 僧正仁海

密嚴房入寺御房或本密乘房

「二十八」仁王

不空 金剛業_牙 葉叉 多聞 阿闍 金剛手

降三世 持国 大日 金剛波羅_(密) 不動 梵王

宝生 金剛宝 甘露 增長 弥陀 金剛法_利

六足 広目

已上、後僧正真然記^①之中在之。

真言最初道場

「(25ウ)

「(26才)

「二十八」(称)「廿九」。

「六」(称)「密」。以下同。

①真然撰『無障金剛略念誦次第』。

(護摩)
古廣 表惠 十二天(真) 信濟 聖天真雅

金剛波羅六 即般若 根本印經台印

經中陀羅尼タラニ 不動(鉢)独古印 慈救咒

無尽藏印言惠刀印 四大明王等印言如常

已上、北三宮記②中有之。

「(26ウ)」

二十九 東寺講堂仏

或人物語云、勝定房(濟朝)最超闍梨与故正覚

房鑲上人、於积王寺、数剋相論。

勝定房云、講堂中五仏(金界五仏) 東五并(菩薩)

中八金剛波羅(密) 四尊、金剛薩埵良

金剛宝巽・金剛法坤・金剛業乾 西五大

尊四大尊、從巽
始之

正覚房云、東五尊ノ中尊ハ金剛薩埵也。

余尊、大略如勝定説。

勝難云、四尊ニ有金薩。何又、為中尊ト乎。況、

中尊印ハ左拳安腰、右手舒テ仰ク乳前ニ。

金剛薩埵ニカ、ル印相、未有本説也、如何。

正答云、付金薩、大日所変、阿闍所変分。阿

「(27ウ)」

「(27オ)」

【常】底本「奄」。○(稱不)により改めた。

②真寂撰『不灌鈴等記』。

【二十九】(稱)「卅」。

【鑲】(東)なし。○【积】(東)「尺」。

【転法輪】(東)なし。○【六】(稱東)「密」。以下同。

【大】底本「丈」。○(稱東)により改めた。

【五尊】(稱)「五大尊」。

【説】底本「房」。○(稱東)により改めた。

【安】(稱)により補った。

【変】(稱)「反」。以下同。○【闍】(稱)「闍」。○【分】
底本小書。(稱東)により改めた。

閔所変ハ持鈴杵。大日所変ハ左腰、右弄

縛曰羅之勢ニ作也。経軌証文、多々也。況、

金剛ハラハ(波羅密)ナラハ所落之輪、修理之時、何不沙汰

置哉。

勝重難云、尚金剛波羅ハ也。其証有事也。

但、至弄杵之勢云者、其ハ凶像印ニハア行者

所修之印也。又、修理之時ニハ、不知案内、不沙汰

置ケル敷。

正答云、甚深。不能具記。

又、今伝法院(大伝法院)金剛薩埵ハ即弄イ之勢。

是東寺中尊金薩之様々云々。兩人相論、発

從此尊事敷。

後日、或人、伝宗観閣梨云、勝定房云、

東寺五并事、先年与正覚房有論事キ。

最秘事故ニ強ニモ不被論。講堂仏ハ仁王

経(曼荼)万夕羅。中五仏ハ自性輪身、東五尊ハ正

法輪身、西五尊ハ教令輪身云々。

イイイ私云、無障金剛次第ハ仁王経

法次第也。真然記云々。見彼次第ヲ勝定房

説相契敷。依最秘書、不能載文云々。

「(28才)

「(28ウ)

「(29才)

【多々】(東)なし。

【ハラハ】(称)東「波羅密」。○【何】(称)東により補った。

【凶像印ニハアラス】(東)「非凶像印」。

【又】(称)なし。

【云】(称)により補った。

【敷】(称)「也」。

【論】(東)「説」に作り、「諍敷」と傍書する。

【万夕】(称)「曼陀」。(東)「万多」。

【西五尊ハ】(称)東により「ハ」を補った。○【云々】(東)なし。

【イイイ】(称)底本誤写あり。(称)により改めた。(東)なし。

イイイは citta-buddha、すなわち心覚の意。

【真然記云々。見彼次第】(底本)「真然記ニ見彼次第」。(称)

「真然ノ記ニ見タリ彼次第」。(東)により改めた。

【云々】(東)なし。

勸修寺伝受集第三云、覺俊流

東寺講堂図

○虚空蔵

○金剛葉叉 金剛手 観音

○ ○ ○

○金剛薩埵

○金剛界五仏 中台丈六

○ ○ ○

○五大尊

○ ○ ○

六天如例。

○ 已上、嚴覚伝。

「(29ウ)

【堂】(称なし)。

【葉叉】(伝)「業」。○【金剛手】(伝)「金剛手二」。

【台】(伝)「胎(台イ)」。

或人記云、東寺

金堂 中尊薬師丈六 光上七仏薬師三尺

脇士日光・月光八尺 下十二神将三尺

講堂 中尊五仏四仏、從
丑寅始。 西五大尊四尊、從辰巳

東中尊金剛薩埵金・宝・業
始。四角。 從丑寅

已上、両記相叶正覚房意趣歟。

「三十」 大師令修始大法給事

醍醐頭杲阿闍梨記云、先年被問諸流之

剋、成就院僧正被申上云、請雨経法云々

私云、仁王経法也。或書尔見
北三宮御記也。杲記。

②

「(30才)

「(30ウ)

【月光】〔稱東〕により「光」を補った。○【下十二神将】三尺

〔東〕「脇士」の上にあり。

【中尊五仏】〔稱東〕「尊」なし。

【丑寅】〔稱〕「丑丑」。

【三十】〔稱〕「卅一」。

【醐】〔稱〕「古」。○【杲】〔稱〕「果」。以下同。○【記】〔稱〕「説」。

【御記也】底本「御記之」。〔稱〕により改めた。

①真寂撰『不灌鈴等記』。

②〔稱〕本条の末尾に「まぢ勘云、大師御伝云、天長元〔年〕甲辰

依炎旱災、奉 勅、於神泉苑、修請雨経法云々。而、被修公

家仁王講表白。謹天長二云閏七月十九日云々。前後次第分明

歟。符合成就院而已」とあり。「大師御伝」は、聖賢撰『高

野大師御広伝』下の引用であろう。

「三十一」嵯峨尺迎事(尺)

或人云、先年、彼仏眉間玉ヌケテ落タリケリ。玉

中ニ金色小仏ヲコソ籠ケタリ。通仏敷云々。

「卅二」救世觀音事

同人云、天王寺救世(觀音)、ハ如意輪也。彼御手ニ聖

如意輪尊ト鑄付云々。

已上、和泉閼梨記。

「(31才)

「卅三」大師御事

或人云惠、大師ハ靈山聽衆云事、伝記等ニ見タリ。

勝万夫人(曼)トシテ御ケル也。

「卅四」堅忠事

或人云珠、理性房云、恵果後身云々。

成蓮房難(兼忠)云、若尔者、仏隆寺鐘銘ハ、渡海

同行云。如何。

理答云、此疑尤可然。但、彼銘、以彼寺三綱浮説ヲ、鑄付敷。

「(31ウ)

【三十一】(稱)「卅二」。○【尺】(稱)「尺」。

【云々】(稱)なし。

【卅二】(稱)「卅三」。

【御】(稱)なし。

【記】(稱)「説」。

【卅三】(稱)「卅四」。

【卅四】(稱)「卅五」。

【彼寺】底本「彼」なし。(稱)によって補った。

「卅五」七仏薬師事

或人云、叡山ニモ往古ニハ七仏薬師法トハ不申ケリ。

只薬師御修法トソ申ケル。西京良真座主

之時ニ七仏薬師トハ申始タリケルト云々。

私云、良源僧正、於有大臣家ニ、被修薬師法。指

図云、薬師御修法トテ居七仏云々。

仁海僧正 齐延僧都已上、真成就院別行

記ニハ七仏薬師真言出セリ。

智証大師御自抄録ニ、出七仏薬師真言。

又、下野覺印闇梨最後ニ御筆一卷被讓。其

最初ニ七仏薬師法トテ、薬師經文ヲ一段

書給ヘリ。但、御筆之条、真偽可決歟。

「(32ウ)

【卅五】称「卅六」。

【抄】底本「拏」。称により改めた。

「卅六」灌頂須事作法事

或人云珠、理性房法眼賢覺ニ奉重受之時、敷曼荼マタ

羅、紙ニ尊形ヲ絵テ、密号・梵号等、皆悉

書付タリ。教授ノ憶テ、得仏ノ名号・印明ヲモ

申コソ、事ニテハ候ヘ。又、五瓶ニ香薬ヲハ不入

シテ、瓶頸ニ結付タリ。可尋事歟。

小壇儀式

「(33オ)

【卅六】称「卅七」。

【珠】称「惠」。○【受】称なし。○【マタ羅】称「万
タラハ」。

又云、弟子^ハ①

「卅七」如来拳 智拳同異

或人惠云、如来拳印^ハ、即出智拳印之様

々^{ヨリ}歟。此事、三井大事^ニ候歟。智拳者、金剛拳^ト云事歟。

「卅八」埋宝珠事

同人云、惠果付属珠^ヲ埋^ル一山^{（室生）}。

大師作給^{ヘルヲハ}、範俊時、奉進白河院了。所

埋者、室生山ノ龍池之南、石塔之北。其上^{ニハ}草^{ナトモ}

不生^{云々}。埋高野云者、極僻事也。

「(33ウ)

「卅九」避虵事

同人云、惠果付属^{（宝珠）}一朱、為鎮護国家、埋^{（室生）}一

山了。修円僧都、成虵、欲取之。大師加持之、避虵

難故、得此名也。是一説也。

「(34才)

「四十」奥沙子平事^{在別記}。

宗大事者、^{（灌頂）}須并此等也。^{已上三个、同玉伝。}

①以下、闕。○稱も同。

【卅七】稱「卅八」。

【惠云】稱「云惠」。

【卅八】稱「卅九」。○【珠】稱なし。

【埋一山】稱「埋一山了」。

【卅九】稱「四十」。

【了】底本「」。○稱により改めた。

【四十】稱「四十一」。

「四十一」金剛薩埵真言多種事智証口受真言、在私集。

或人語云、西三条右大臣藤原良相公、夢中ニ鬼

王出来^テ、欲害大臣。々^{トリアフ}与鬼王取合。夢中有

人告云、可持金剛薩埵真言。夢覺、流汗。次

日、馳參^(増命)静觀大師御許。語申此旨、可授

金剛薩埵真言給。僧正授之。所謂、三昧耶

薩埵鏤^{云々}。其後、又夢如前。又夢中有人、

告云如前。後日、尚申請金薩真言。僧正云、前

真言之外、未知之。早參詣智証大師御許、奉

問之。大師微笑、授金薩真言。僧正、以此咒、授

大臣、々持之後、鬼王不夢見^{云々}。依最秘不載之。

「四十二」大師御筆事

或上人語云、故善^(隆範)浙房阿闍梨房、有不空三

藏御筆。是灌頂真言也。(覺法親王)高野御室御參

籠之剋、胎藏真言^{ヲハ}、切放持參。頗有御

感^{云々}。殘金界真言^ハ、件闍梨補処、弟子

智眼入寺許伝之。親奉見之。絹^ニ横^ニ書給

^{ヘリ}。大文字也。平口可成不飛

「(34ウ)

【四十一】^①「四十二」。

【々】底本「ト」。^②により改めた。

【告云】^③「告」。

【々】底本「ト」。^④により改めた。

「(35オ)

【四十二】^⑤「卅三」。

【胎】^⑥「台」。

【給】底本「繪」。^⑦により改めた。

已上。真言始ニ^ニㄱ^ア両字可有。虫食様歟。

「(35ウ)

【ㄱ】(称)の上に「ア」あり。

又、恵浄房^{覺賢}阿闍梨房、有不空御筆。是十六

尊贊也。奥ニ弘法大師御手跡^{ニテ}是不空

三藏御手跡也^{云々}。西行房上人、親拝見之云、

故浄法房^(兼海)、又有此御筆^{云々}。愚推云、本写歟。

【愚推云】(称)「推三」。

嘉応二年五月七日、理覚房上人來臨菴室、被

尋書之剋、三个秘法隨身授給之内、

「(36才)

【个】(称)「箇」。○【之内】(称)「了内」。

「四十三」蘇生法 本尊大日^{付十八道行之}

ㄱ^種塔^三印^{(鉢)五古印} 明^{五古}ㄱ^{五古}ㄱ^{五古}ㄱ^{五古}ㄱ^{五古}

【四十三】(称)「卅四」。○【蘇生法 本尊】(称)改行せず前に「蘇生法本尊」と続ける。○【大日】(称)「尊大日」。

「四十四」大転輪法

種^{内五古}吽 三八輻輪 印^{内五古} 言^{五古}ㄱ^{五古}ㄱ^{五古}ㄱ^{五古}ㄱ^{五古}

【四十四】(称)「卅五」。

又、転法輪^{ニモ}用此印言。

「四十五」三个杵置所用様事

鈴前^{(鉢)五古} 鈴右^{独古} 鈴左^{(三古)順廻置也}

「(36ウ)

【四十五】(称)「卅六」。○【个】(称)「箇」。

五古^{振鈴時用} 三古^{供物等加持} 独古^{念誦時持之}

或人云、成就院僧正、院御仏供養(寛助)、五大願時、令取五古給。或人奉尋之。被仰云、為五智円満也(白河)云々。

「四十六」愛王五指量事

問、有何故乎。或云、五指並申テ其量ヲ横ニ取

也。是地水火風空ノ五大ノ量ヲ表示歟。

或云、一指者大指横量也。是五分也云々。

(義範)遍知院僧都説云、一指者、大指爪際横引

廻程也。仍一指当七分ニ、合三寸五分々云々。成尊

僧都所造白檀像、三寸五分也。師資説相叶

歟。

「(37才)

「四十七」人形杵事

師説云、上三古(鉢)、下二古也。上三古ハ頭并左右手、下

二古、左右足。是指合スレハ成五古也。人形ニ合ル、是夫

婦和合心也。

「(37ウ)

【院御仏供養】(稱)「院」なし。

【四十六】(稱)「四十七」。○【愛王】底本もとは「愛染王」に作り、「染」を抹消符で消す。(稱)「愛染王」。

【四十七】(稱)「四十八」。

「四十八」 供料請文書様

謹請預

某色物幾許事

右、某御念誦供料、謹所請預之状、如件。

年 月 日 僧某

「四十九」 御修法結願詞

師説云、後供養之時、闕伽以前三、仏布施供之。

飲食灯明印之前若後、是両説也。次、闕伽。次、

取念珠并卷数案。金一度打之。次、結願詞云、

一七七日之間、所令勤修御北斗七星（護摩）古戸秘法、

御結願相当此座。然則、奉始本尊、一万（曼荼羅）タラ

中諸大眷属、宝寿長遠御願成弁シテ、各

所可還本土也。抑自開白当初、迄于結願之

今、為仏法護持御願成弁、所來臨給外金

剛部護法天等奉始テ、奉令威光倍增云々。

若結願之時、尚可驚本誓、施主祈願次、今

此尊者ト云テ、可申其旨云。余尊准之。又、御念誦等結願、准之。

「(38才)

【四十八】(稱)「卅九」。

【謹請預】(雜)「備」なし。

【某】(稱)「其」。○【色】(雜)「包」。

【料】(雜)「断」。

【年】(稱)「季」。

【四十九】(稱)「五十」。

【个】(稱)「箇」。

【万タラ】(稱)「曼荼羅」。

【長】(稱)なし。

「(38ウ)

「五十」護^(摩)廣要事

師説云、灑水^ハ前、嗽口^後也。外ノ散杖^ハ灑水料^二重^一

^{可削}也。内散杖^ハ嗽口料^也。^{末許一重}前供養花^ハ

^{八葉可削}

爐前散之後、々ノ花^ハ爐中散之、發遣花^ハ

壇中^ニ可散也。世天段了^テ一字金以前、以独古^(鉢)

大金剛輪真言、可加持也。供物補闕分也。

^(護摩壇)古摩旦五色引檝末事

仏供居料也。非本説也。鬼目ノ程、可引也。

「五十一」願書作法

三礼 如来唄 表白

読願書。述事由。尺^(尺)仏・菩薩等功能、種々祈之。

尺迦宝号^{一打}、薬師^{六号}、^(宝号)観音々々^{一打}。但、

不廻向^{云々}。

「五十二」神供方角

醒^(酬)胡權僧正^{勝覺}云、可随護^(摩)廣。所謂、息災

向北也。但又、可随所便宜也。然而、意^ニ其方^ト

可存。凡神供^ハ施天段之時、可勤之。仍、修法^{ニハ}

伴僧施天段之程、立座修之。護^ニ廣^ト亦余。

「(39才)

「(39ウ)

「(40才)

【五十】^(稱)「五十一」。

【外ノ】^(稱)により補った。

【々ノ】底本「々々」。^(稱)により改めた。○【発】^(稱)「撥」。

【了^テ】底本「了」。^(稱)により改めた。

【分】^(稱)により補った。

【摩】^(稱)「广」。○【檝】底本「様」。^(稱)により改めた。

○【末】^(稱)「末」。

【本】^(稱)なし。

【五十一】^(稱)「五十二」。

【尺】^(稱)「尺」。以下同。

【六】^(稱)「宝」。

【五十二】^(稱)「五十三」。

【胡】^(稱)「酬」。○【可】^(稱)「何」。○【广】^(稱)「摩」。以下同。

無^ハ伴僧、以他人令勤之。私云、親見^シニ、御室

以他人令勤御^キ々々。世天段^{ニハ}供十二天。是主

許也。為供其眷属等、別又、有神供敷。

小野静与阿闍梨^(管)越前闍梨、指儲小壇、

於其修之。自降雨時^ハ、於縁上修之^云。

〔五十三〕御素木・帶・湯等加持事

口伝云、久寿二―東宮^{(年)守仁親王}①御双紙箱并御本

結糸、遣長者法印大僧都寛遍許^云々々。

以何真言^ヲ令加持給哉奉問。御返答云、愛

染王・八字文殊等真言也^云々々。

〔五十四〕種子三形不知^(菩薩)仏并供養事

種、^凡或云、三千仏種子、通用^凡字。文。
^凡諸字皆有阿声故歟。

三、如意宝珠^{実惠口伝云、一切仏菩薩三形通用}

^六珠。故台藏青龍軌^(宝)云、淨并如意宝。
^(胎) (菩提)

文。仏并^{以并}為三箇杵事以下^②、或人口伝抄

書之。未知正否也。

〔(40ウ)〕

【前闍梨】^(稱)「前々々」。○【仁】^(稱)「忍」。

【五十三】^(稱)「五十四」。

【一】^(稱)「年」。

①後の二条天皇

【五十四】^(稱)「五十五」。○【并】^(稱)「菩薩」。以下同。

【千】底本「个」。○^(稱)により改めた。○【有】^(稱)により補つた。

【六】^(稱)「宝」。○【軌】^(稱)「几」。○【并】^(稱)「菩提」。以下同。

①法全撰『大毘盧遮那成仏神変加持経蓮華胎藏菩提幢標幟普通真言藏広大成就瑜伽』。

【文】^(稱)「云々」。

②第四十五条「三个杵置所用様事」以下を指す。

〔(41才)〕

「五十五」不動

或人云、不動尊、是花藏世界堅牢地神也。

大日疏^①見。予不肯受之。

「五十六」鬼宿事

或人云、尺迦成道之後、(菩提)於井樹下、始說法日、

鬼宿也。見仏本行集經。私云、彼經未勘合之。

「五十七」令法久住法事

長宴僧都口決^①云、

文殊令法久住印明、阿吠陀微泥、即令法

久住也。(胎)台加持句真言、又、有此句。即大日令

法久住陀羅尼也。即行法之終發此願、

故最後誦之。為令法久住、修文殊法也。大

(威)井德有此說。又、大日令法久住明誦加之。在

人意。為惡人破法降伏、若只息增、隨時任

意^②。已上、宴記。

或師云、令法久住法、最極大事也。如此抄

「(41ウ)

「(42才)

【五十五】(稱)「五十六」。

①善無畏口説、一行記『大毘盧遮那成仏經疏』。

【予】(稱)「印」。

【五十六】(稱)「五十七」。

【尺】(稱)「釈」。○【井】(稱)「菩提」。○【始】(稱)「如」。

【也】(稱)なし。○【仏本行集經】(稱)「經」なし。○【合】

(稱)「見」。

【五十七】(稱)「五十八」。

①『四十帖決』卷一。

【陀】(稱)「院」。

【此】(稱)「比」。以下同。

【大】(稱)「又」。

②『四十帖決』本文と本条の一致する部分に傍線を付して掲げておく。「文殊令法久住印明也。吠陀毘泥者、

物^ニ書之条、尤有憚事歟。

「五十八」祈雨法辞書案文(以勝俱胝院自筆案、書取之。)

謹辞

祈雨法事

右、須任 宣旨勤修也。但、瑜伽觀念、惠燈為先。秘密練行、戒珠是基。然^(某)智之螢火、而暗真言奧義。学疎雪窓、而隔戸羅儀則。三々急修之法、雖受師伝、円々性海之水、輒以難酌、不堪勤修。謹辞如件。^(ム)誠惶誠恐謹言。

年 月 日

「(42ウ)

「(43才)

即令法久住也。又、胎藏界加持句真言、又有此句。是即大日如来令法久住陀羅尼也。行法之終發令法久住祈願也。故於彼界行法最後誦之師曰、為令法久住祈願、文殊法修之。大威徳儀軌有此説。即持念此文殊令法久住真言。又、大日令法久住明少誦加。在人意。又、若為惡人破法降伏。若只息增歟。隨時随意^(云々)

【五十八】^(稱)「五十九」。○【案文】^(雜)「様」。○【以勝俱胝院自筆案、書取之】^(稱)により「之」を補った。^(備)雑にはすべてなし。

【修】^(備)「仕」。○【瑜】^(雜)「諭」。

【先】^(雜)「元」。○【ム】^(稱)なし。○【螢】^(雜)「螢」。

【而隔】底本「隔」。^(稱)雑^(備)により「而」を補った。

【性】底本「隱」。^(稱)により改めた。○【海】^(雜)「某」。

○【水】^(稱)雑^(備)により補った。

御遺告云大唐曲成^①事

(藤原通憲、法名信西)
少納言入道云、曲成ハ字謬歟。典歟。御筆^②

本云、典成云々^③

「五十九」卅六禽事卅六之中、鳥獸共有。何云卅六禽乎。

同人云、禽者鳥獸惣名也。故云卅六禽歟。

「六十」親王事

(藤原、法名真寂)
宰相入道俊意云、親王ト云事ハ於彼御前ニ不

可申事也。僧中ニ不知案内ヲ、護持親王ナト

申、尤不使事也。(覺性法親王)五宮御灌頂ニ覺任僧都

并勸修寺表白^①等^②皆云親王。為之如何。

(勝賢)已上、依侍從僧都口説記之。

「(43ウ)」

【御遺告】^① 称この上に「六十」の条番号あり。

① 『御遺告』の冒頭箇所。

【少】^② 称「小」。○【云】^③ 称「之」。○【典歟】底本「曲歟」。称により改めた。

② 空海筆。

【典成】底本「曲成」。称により改めた。

③ 称本条の末尾に「尚祚注云、曲成者国城也。仮借字云々」(小字分注)とあり。

【五十九】^④ 称「六十一」。○【卅】^⑤ 称「三十」。以下同。

○【乎】^⑥ 称「歟」。

【故云】^⑦ 称により「云」を補った。

【六十】^⑧ 称「六十二」。

【可】^⑨ 雑(儒)なし。○【親王】^⑩ 雑(儒)「僧」。

① 『五宮御灌頂記(教長卿記)』、『久安御灌頂記』所引。

【云】^⑪ 雑(儒)「書」。○【如何】^⑫ 雑「如件」。

【已上、依侍從僧都口説記之】^⑬ 雑改行せず前に続ける。また末尾に引用を示す「文」の一字がある。^⑭ 雑「已上」のみを前行に続ける。また「依侍從僧都口説記之」の末尾に引用を示す「文」の一字がある。

〔六十一〕始新仏事（寛信）
勸修寺法務自筆記之。

先、仏師削木、置之新薦。

次、灑水。如常。次、加持木。次、三礼。次、申事由。

次、仏師画形像。即奉造始。

又説、先、灑水。次、造始面像。

其後奉立、於其前申事由云々。

已上、法務御自筆也。

保延六年十一月七日戊未①伝受之。明海

（勝賢）
以侍従律師本、書写了。

〔六十二〕孔雀経法五方香事

（勝賢）
侍従僧都物語云、

（藤原通憲、法名信西）
先考参拝花蔵院宮之剋、被尋仰云、孔雀（聖恵法親王）

経法五方香之内、以紫鉞配南方。有何故乎。

答申云、本草①云、紫鉞是騏驎渴也。騏驎

渴、即熒惑星之精也。熒惑、南方ニツカサトル

星也。仍、相配南方歟。宮、再三感歎云々。

已上

〔45才〕

〔44才〕

〔六十一〕（称）「六十三」。

【画】底本「書」。（称）により改めた。

【戊未】（称）「庚申」。

①正しくは「丁未」。（称）の「庚申」は保延六年の干支。

【了】（称）「畢」。

【六十二】（称）「六十四」。

【考】（称）「孝」。

①『新修本草』卷第四。ただし、後文にあるように、内容は齟齬する。

△申云、本草云、紫鉞与騏驎渴二物、大
同小異文。此文似相違云何。

「六十三」孔雀經事

或人語云、北院御經、御持經。非御筆。花藏
院、有御筆御經。但、有上・下卷、中卷無之。

「六十四」孔雀經法三昧耶形事

醍翻古蹟杲闍梨云、犀角半月文アリ。日々漸増ス。
望ニハ円満。頗世間不思議事歟。

定賢法務御伝、孔雀尾上半月之義、以之可

会之歟云々

△云、犀角事、不足信用。但、已現量也。普可尋聞也。

「六十五」金輪種子事

或上人云、金輪有二。大日金輪・尺迦金輪（釈）。隨其種
子不同也。（私）。尺迦金輪、用上字。大日金

輪、用下字云々

△云、其由雖有之、可尋本文歟。

「(45ウ)

【云】「如」の誤りであろう。

【六十三】(稱)「六十五」。

【花】(稱)「華」。

【六十四】(稱)「六十六」。

【杲】(稱)「果」。

【云々】(稱)なし。

【六十五】(稱)「六十七」。

【大日】(稱)この上に「火」あり。○【尺】(稱)「釈」。
以下同。

「六十六」仁王經(曼荼)万々羅事

頭吳闍梨語云、(静意)徳大寺法印、於山田寺、求仁

王経万々羅。紙形墨書也。四舖、無南方。是大師御筆也。還

於京都、給仏師、可令云々写綵色進云々。如法

印仰、令写綵色進了。於紙形本者、依無其

尋、仏師留了。法印極越度也。東寺極遺恨

也。仏師、以其紙形四舖、令進覽三井寺(宝)寛猷

僧正。(僧正)々々持悦、奉納法輪院(宝)蔵了。後年聊有

故、以定智書写一本、被猷(勝寛)三宝院僧正了云々。

「六十七」御遺告①云、作三教指帰、成近士事

一印房口伝云、(優婆塞)ウハ索迦・(優婆夷)ウハシ迦、此云近事男・

近事女。亦云清信士・清信女。由此令書近士給

歟。士ハ男也。又、事与士音通故、借用給歟。作三

教指帰、是帰仏法也。成近事、有其

誤歟。

「(46ウ)

「(47才)

【六十六】(称)「六十八」。○【万々羅】(称)「曼陀羅」。以下同。

【進了】(称)「了」なし。

【越度】(称)「越」は「哉」の字形に似る。また、「度」の右傍に「也」あるいは「歟」のような文字あり。

【舖】底本「補」。小により改めた。

【蔵】(称)「宝蔵」。

【定智】(称)右傍記「ム云、尊智法眼父也」。

【六十七】(称)「六十九」。

①『御遺告』第一条。

【誤】(称)「謂」。

「六十八」付法伝^①云、不空年方弱冠受近円事
同師云、近円者、別解脱戒名也。受持者近円寂。
故名近円尺、有之。

〔47ウ〕

已上兩条、近日依不審尋申。以彼自筆
返状書了。 心覚記之。

「六十九」十八道初行表白^等

敬^テ真言教主大日如来・金剛界会卅七尊・九

会万多羅諸尊聖衆并大悲胎藏界八葉

蓮台十三大会諸尊聖衆・外金剛部護

法天等、惣スヘテハ 仏眼所照、普賢境中ノ若于三

宝願海ニ驚言、弟子今以幼稚愚昧之身ヲ、忝

奉受秘密瑜伽之法、然有能受、無所行、有

越三昧耶罪故、始自今日迄于菩提道場、永

修行此法、滅罪生善、弘法利生、内外無辺

之善願、可令成就者也。然シテハ、依三業修行

之薰習、必今生ニ智恵令円満給ヘ。三時觀念

之間、四魔三障之恐離、一印結縁之力、一々普

願成就獲得令給^ヘ。广言^{（摩訶）（毘盧遮那仏）} 両部

海会^{一打}、諸尊聖衆^{一打}、外金剛部^{一打}、

〔48ウ〕

【六十八】^{〔稱〕}次行の「同師」の上に「七十」の条番号
を付す。○【円】^{円方} 底本「同」。^{〔稱〕}により改めた。

①空海撰『秘密漫荼羅教付法伝（広付法伝）』。

【師】^{〔稱〕}「帰」。

【尺】^{〔稱〕}「釈」。

【了】^{〔稱〕}「畢」。

【六十九】^{〔稱〕}「七十一」。

〔48才〕

【願海】^{〔稱〕}「願海每」。

【普願】^{〔稱〕}「善願」。

【广言】^{〔稱〕}「魔訶」。^{摩訶}

【海】^{〔稱〕}「界」。以下同。

金剛天等^{一打}、十二金剛天等^{一打}、七曜九執^{一打}、

十二宮神^{一打}、廿八宿^{一打}、諸宿曜等^{一打}、

令法久住、利益人天為、摩訶毘盧^(遮)广那仏^{一打}、

外金剛部護法天等始奉、三界所有天衆神

祇、法樂莊嚴奉為^三、般若心經^{一打}、大般若

經名^{一打}、弘法大師始奉、密教伝授諸阿闍梨

耶法樂莊嚴令奉為、^{广詞ヒル}サナ仏^{一打}、金剛手并^(菩薩)^{一打}、

金輪聖王玉躰安穩^三、持令奉為^三、薬師^(宝)ハ号^{一打}、

觀音宝号^{一打}、太上天皇宝寿長遠持令奉

為、觀音^ハ号^{一打}、延命宝号^{一打}、父母安穩福

寿增長令奉為、延命宝号^{一打}、觀音宝号^{一打}、

請乞真言教主大日如来・両部界会諸尊聖

衆・外金剛部金剛天等、各往昔本誓還念給^テ、

此瑜伽壇場降臨影向給^テ、所設妙供、哀愍

納受給^テ、弟子無始以来一切罪障断除解脫

令給^テ、今生智恵円満、息災安穩、增長福寿、

仏法興隆、広作仏事内外無辺、現世当主一々

大願決定成就令給^テ、^{广詞ヒル}サナ仏^{一打}、薬師

宝号^{一打}、觀音宝号^{一打}、両部海会^{一打}、諸尊

聖衆^{一打}、外金剛部護法天等^{一打}、七曜九執^{一打}、

「(49才)

「(49ウ)

「(50才)

【諸宿曜等^{一打}】底本「一打」なし。③により補った。

【^{广詞ヒル}サナ仏】③本行「摩訶毘盧遮那仏」。

十二宮神^二打、廿八宿^一打、諸宿曜等^一打、諸護

法天等^二打、院内安穩、諸人快樂為、觀音^一号^一打、

乃至、天下法界平等利益^ノ為^ニ、大悲觀自在并^一打。

本云、已上十八道表白、以故^二品親王^一^(覺性力)御自筆本、書了。

^(實觀力)越中阿闍梨^②、幼少初行時、所書給也^{云々}。

「七十」大師即身成仏事

或師云、宗論之時、大師於清涼殿即身成

仏。印明、是毘ルサナ法印也。

是智拳印^見 真言二説

一説 ㊦ ㊧ ㊨ ㊩ ㊪

一説 ㊫ ㊬ ㊭ ㊮ 以後説為吉。

或師云、^{㊫ ㊬ ㊭ ㊮}用定印^{云々}。

「(50ウ)

【表白】[㊫]「表白等」。

①本書成立時に故人となっている二品親王としては、性信・覚行・覚性の可能性がある。仮に次行の越中阿闍梨が賢観だとすると、世代からして性信・覚行の可能性はなく、覚性となる。

②醍醐寺蔵『伝法灌頂師資相承血脉』に三人みえる「越中阿闍梨」のうち、最も古い世代となる雅西付法の賢観の可能性があるが、不詳。

【所】底本「可」。[㊫]により改めた。

【七十】[㊫]「七十二」。

【ルサナ】[㊫]「盧舍那」。

【云々】[㊫]なし。

「七十二」三帖事^(鈔)

或人云、唐所投之^(鈔)三古^(鈔)、実ニハ大塔跡ニ落ケリ。

丹生明神取給^テ、置傍松木股^ニ。即御影堂前松、是也。

件事^ハ往年左大臣^(藤原)御参詣之時^①、奥院^{ニテ}

円如房林賢闍梨^(琳)ニ密々令語給。彼時親

承之。不慮之幸也。彼記^ハ、式部僧都覚仁

許有之^{云々}。

「(51才)」

「七十二」御入定行儀

同人云、普通説、法界定印、結跏趺坐^{云々}。但、賢

師記云、右脇彼記、未知真偽歟。

又云、有記云、入地半里然、半里者、三町也。然

而、実^{ニハ}一丈五尺也。是三尋^ヲ隱密書之歟。

觀賢僧正、相具勅使、参拝奥院。雲霧爨

燧不見給。于時、立廿五个条起請、祈請之後、

雲霧漸晴、奉見御躰。御髮長垂、面貌

不衰、御衣服当風散失了。僧正并勅使、共

奉見之。其後、僧正奉剃御髮、改着御

衣。自公家所被送進也。淳祐内供相共入。内供慥不

「(51ウ)」

「(52才)」

【七十二】(称)「七十三」。○【帖】(称)「古」。

【ケリ】(称)なし。

①久安四年三月十五日(『台記』同日条参照)。

【円如房林賢闍梨ニ密々令語給】(称)「円如房林賢闍梨密々ニ令語給」。

【七十二】(称)「七十四」。

【个条】(称)「箇条」。

【面】底本「囟」。(称)により改めた。

【了】(称)「畢」。

【被送進】(称)「被送」。○【内供相共】(称)「内相供」。

奉見、只御膝許奉摩。其手、数日有余

薰^云。金堂跡、五尺宝釵并金花軸經

不知^云。大師御世掘出之^{云々}。御入定^ハ地下深堀

テ、厨子ヲ置^テ。其内坐給。其上壇^{ヲツキ}

塔^ヲ立也。向給方事、可尋之。

「(52ウ)

一交了。

「(53才)

件抄者

(成蓮房兼意) (自証房覺印)
第一成蓮 第二自言
第三理生 第四諸市
(淨蓮房宝心) (師)

粗記説。^(紙)訛謬甚多。鶴林須焼支度也。

已上、^(心覚)常喜院御自記也。

「(53ウ)

弘安四年^{辛巳}四月廿二日、於神護寺、未

時許書写了。

猷然^歳
四十八^〇

「(54才)

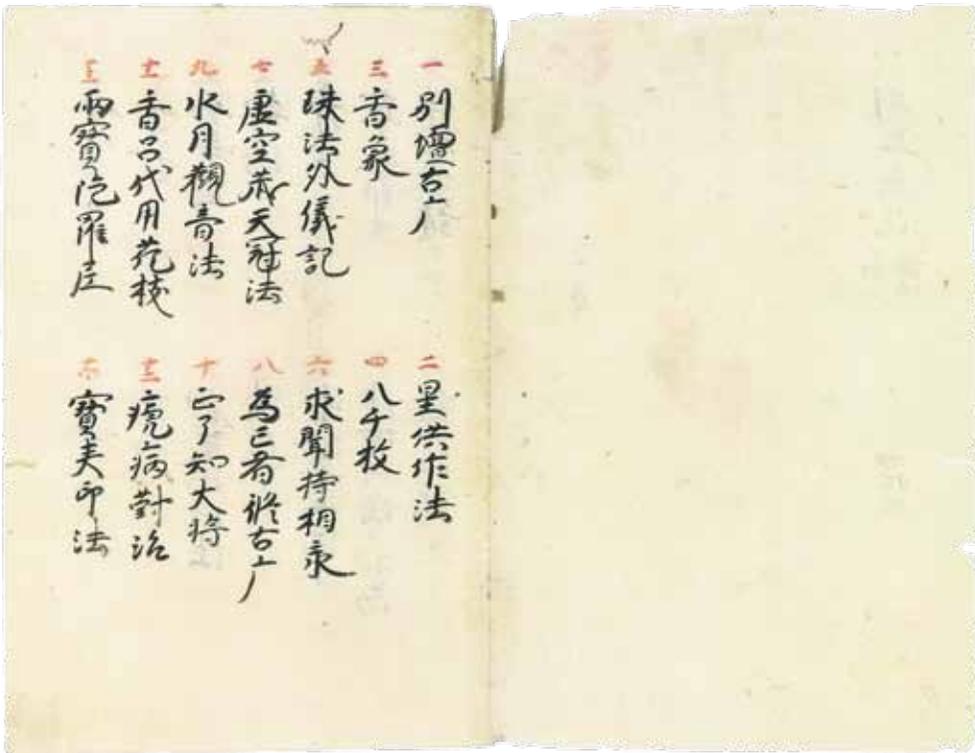
【須焼支度也】^(稱)「須焼之支度」。

【自記】^(稱)「日記」。

①「二」「七」の第一画かの上に「八」を重ね書きする。



(前表紙)



(前表紙裏)

(第二丁表)

(第一丁裏)

五合前夜叉	五後七日
五大尊座位	六請雨
五子等王	三歲末所修法
三轉法	三法華
三青字	五大尊惣印
三尊勝印	三薩倍轉法不動
三晦所合誦	六仁王法
五東寺誨言佛	四大師始修大法
五邊我釋迦	三救世觀音
五大師為靈山聽衆	三堅專法門
五七佛導師	三灌頂作法
五智拳如未拳	三埋心朱
五避地	三寶沙手平
五入菩薩真言多種	三大師所筆

(第二丁表)

(第二丁裏)

三三六合音	三請雨法聲書至大摩戩
三始初佛	三親王
三死推經	三此集續死南方
三入輪種子	三同三昧邪祀
三近土	三仁王泥万多
三十八道表白	三近口
	三大師即身成佛
三菩提主咒	三三不指量
三三合持用所	三供新請文
三人所行	三護摩要事
三所修法結瓦詞	三神供用方
三配書	三種三不知佛倍養
三向素木加持	三寇宿
三不動	

(第三丁表)

(第三丁裏)

三胎

所入定行儀

一 別壇古广外法

大壇供養法ノ般念誦時古广壇同因奉
 登礼臘先塗香以護身等以持香水
 以加持嗽以備供物以羊石加持以三古
 加持以觀諸尊以七處加持以火鈎以三古
 諸尊以具舍
 以備諸尊以
 以花座以八倍奉以言以事
 以普供養以明三力祈祝礼佛以加持養子

(第四丁表)

(第四丁裏)

以火天觀以火天明二百一及以三平等觀以
 指深以取三古持外古广法如古广八
 倍奉以明以事供以供養以明三力等以
 撒遣如帝 觀念古广壇諸尊 以下礼盤子人
 以五養房自集本其書之
 或問古广壇供何程可供于
 以三末崇之間或記出二說

一 大壇同因奉於大壇事供養時同
 供

一 古广广同因奉本等既供之 台法奉奉今

二 呈供念誦次第

佛眼 大目 頂輪王 八文 白衣 奉今呈
 本等 古當年 奉今曜 奉今宮 奉今宿 此
 半尊咒七曜九机十二宮惣咒廿八宿惣咒

(第五丁表)

(第五丁裏)

大輪一字
 本今星值生年計之 本今曜能生月直
 曜也本今言宿宿曜道勅之
 付主時天情以月曜所在言宿為本今宿
 仍無宿曜人者不知之然者本今曜生用
 七曜惣印咒本今宿用廿八宿印咒也流
 雖有言曜人不若注送本今曜言宿者
 用惣印惣咒也或之雖有宿曜為不叶
 不意用惣印惣咒也或之有諸曜宿惣
 印惣咒通九曜十二宮廿八宿用之一既宿
 曜終中以十二宮配十二月候此說以生月為
 本今宮是二性義也理盡說仍為用付
 義又以傍通曆曰直宿為本今宿此之不
 正義也古德言是借念願度定不過九能

(第六丁表)

(第六丁裏)

是規標傳也但近代儀為要多少又
 誦真言如上是一聲或又頂輪之八
 文白衣惣咒若不若誦之九能元
 要可用之又以生年交下月本今宿
 付收本今供其作法在別
 一夜所供也星塔本注以人定時也夫勝於之但
 星顯現之了成時又燈之若冬時中魁日入
 者雖申酉時星等出現之後收之無失傳
 供了之後也燒之
 星塔分分當年星奉供也但宿曜勅文之
 中為慶元之星又奉供之與慶之星者社
 為与古事結之為元之星為將福供之
 又各九曜有奉供之時高丁問曰傳但有火
 急之事者不論時節於之去夫

(第七丁表)

(第七丁裏)

諸曜宿宇龍亭主風大宮入亭以此水
 二指杼之真言の
 卷書迎之迎羅野村卷
 已上亭明暗書之字說文兒文字不各同
 本說欵
 此本惣兒以風多今書兒為本 格_レ此為次
 各以第惣印之有二傳

始所書之合誦兒遍者本考子返若二三子
 遍隨伏大輪七多也自余真言皆百及師是
 已上聖賢關擊兒也以律師奉書之_レ
 音象事_レ 法性寺入通殿問諸字
 徒無會中人
 寺尋座至勤申之佛說法遊八卦鬼神未
 集之時其音筆身死人間不可得也仍音筆
 出來於如未所前董之欵 佛說
 有_レ之

(第八丁表)

(第八丁裏)

山勸_レ八十花氣飲廿九之輪已太子枝職
 時合柔白象寶香水灌頂見
 八十枚 以燒供廿一度 和合供也
 小抄
 或人私記之本尊胎和合供之財八十枚燒作
 先塗香六度以藤油三度 大抄
 各三度 以乳木八
 子枚之內一十枚燒也 一_レ枚以芥子十度以藤
 油一度 大抄以軟口一度以普供_レ 已上
 又取_レ還

以度_レ藤油一度 大抄以乳木十枚以燒供廿度
 和合供以芥子十度 以藤油一度 軟口一度
 以普供明 度_レ六度也
 可_レ定也
 惣八十枚之內一十枚_レ一度合燒都八度燒
 盡也八度燒了_レ 如例加持物先乳木六枚
 廿一枚之內
 八十枚之外 以藥種 以芥子 以普供明等
 以軟口三度 以撒遺 以如例諸_レ凡_レ以藥

(第九丁表)

(第九丁裏)

又^レ如^レ例^レ奉^レ行^レ也^レ其^レ取^レ百^レ八^レ乳^レ木^レ之^レ所^レ
 例^レ百^レ八^レ乳^レ木^レ之^レ不^レ置^レ之^レ八^レ十^レ枚^レノ^レ乳^レ木^レノ^レ
 置^レ也^レ八^レ十^レ枚^レノ^レ内^レ一^レ十^レ枚^レノ^レ一^レ具^レ之^レ合^レ一^レ度^レ
 燒^レ盡^レ也^レ一^レス^レチ^レヲ^レ
 已^レ上^レ一^レ説^レ 以^レ或^レ人^レ記^レ書^レ
 如^レ意^レ寶^レ珠^レ所^レ修^レ法^レ日^レ記^レ
 大^レ法^レ三^レ年^レ末^レ丁^レ十^レ二^レ月^レ廿^レ七^レ日^レ壬^レ天^レ晴^レ從^レ今^レ日^レ禱^レ宿^レ三^レ明^レ殿^レ
 覺^レ於^レ檀^レ所^レ為^レ九^レ三^レ案^レ坊^レ門^レ能^レ住^レ納^レ拜^レ宅本^レ院^レ所^レ祈^レ被^レ所^レ修^レ
 中^レ魁^レ被^レ渡^レ所^レ佛^レ所^レ使^レ名^レ見^レ字^レ資^レ成^レ也新^レ長^レ檀^レ奉^レ入^レ之^レ
 夫^レ天^レ下^レ皆^レ竹^レ各^レ若^レ白^レ竹^レ秋^レ伴^レ長^レ檀^レ先^レ奉^レ昇^レ居^レ檀^レ所^レ南^レ傍^レ
 其^レ後^レ林^レ覺^レ并^レ資^レ成^レ相^レ共^レ奉^レ昇^レ入^レ是^レ檀^レ於^レ
 檀^レ所^レ内^レ以^レ用^レ長^レ檀^レ取^レ出^レ八^レ用^レ朱^レ唐^レ檀^レ以^レ用^レ唐^レ
 檀^レ鑽^レ奉^レ出^レ呈^レ進^レ等^レ一^レ合^レ其^レ等^レ内^レ在^レ所^レ奉^レ也^レ

(第十丁表)

(第十丁裏)

本院自被付所封其後以赤色九條乳岩珠
 備云勝覺自被奉最伴所修以高机上度
 白主須其上被安置所奉等以復資成等奉
 了或魁有内奉所最魁所共所部場等
 別當 實行 左兵衛等 實能 皇居言孫大夫
 所時 右兵衛等 行通 太貳 長實 左京大夫
 總持 等也人之被作中門唐初夜時了連所
 今夕三院乃所方遠今渡鳥羽殿以御高合
 也伴備六口林覺 通和院 源意 極林房 作完
 教行 琳勝 智積房 行曜 如前 俊覺 遠江三 等
 也 永任 二人也 檀所之内 永任 二人也 外 出入
 事 伴備 定 与 檀所 同 三 塞 部 但 息 共 以
 也 燈 甚 五 本 於 曰 奉 者 被 三 檀 口 用 是 奉 奉
 也 五 合 一 奉 者 被 三 奉 等 前 當 檀 中 心 也 奉

(第十一丁表)

(第十一丁裏)

真法被用券子也 可尋其
 被載卷教之真言 喜也
 佛眼大目 本号 不知 不動大人討臨一字
 七律信而習之真言振鈴以前 台齋大目真
 言振鈴以後 佛眼真言一字 今臨前一字今
 臨律信者高嚴祕習 於讚者 同習并
 不動等也 日為十十日限之供中門 中札
 不入真言人是院宣也 同三年二月七日撤所
 撤法今日須被結齋也 而依日不仗修當一
 時八日曉所結齋文所奉 布記
 已上所撤法日託持延律師奉書了
 六 戒師 於傳 求問持相承 道真律師 付
 善講大德 付勤持信 亡 付 亡也
 然而伴次第 身 心无二觀 後 子三昧

(第十二丁表)

(第十二丁裏)

邪能本觀云之畫像才成 三觀 詩也其
 漢大師所入唐之時惠果和尚 奉習 以
 始了 種子列 三句 道場觀等并前
 復供養等依之以未可付也 以 一 時 二 時 三
 說有之捨尾信都奉習 出師 記 一日 上 一
 日 二 上 三 然 三 時 可 說 之 也 就 中 乞 取 尼 拿
 經 二 日 上 一 日 二 上 一 日 三 上 一
 已上所說
 同人 口 傍抄 之 如意 虛 空 芥 微 之 取 以 記 日 持
 卅五返者 所 求 究 淺 日 內 不 因 滿 者 我 求 并
 目 不 成 以 并 天 冠 有 卅 五 佛 之 復 求 同 持 札
 勸 請 奉 考 特 誦 時 卅 五 返 者 大 所 所 以 第 道
 場 觀 所 天 冠 廿 五 佛 在 見 仍 卅 五 返 誦 以 故
 又 之 引

(第十三丁表)

(第十三丁裏)

世天既言請時以普集印誦其明此升天
辰以大捨中以
風之請
 啖補普望伽望多利恒他薩多耶
 以十二天皆供了三杪塲魔方供之供特真
 言曰
 字札之引之引之引之引之引之引之
 已上或人傳
 出施餅鬼机
 若引引主善野者滅惡趣隨了供之住
 法如上
 已上已傳記者可尋
 又云 水月觀音法 常曉請未
 種子三祇下言如喜輪法也但所像二解白水
 是表生死
 大海也
 心了知大持法 是法可見定修之流
 如福智等撰

(第十四丁表)

(第十四丁裏)

種子 三符散 手未了名也
 印 全明合掌也 真言 獨慈尼海奇
 本尊 祇像六解 居本像也
 土 音呂代用花枝事
 高尾万乃乃三燒音并之慶高花
 已上或人傳
 土 虎病對法法 或上人傳也
 先加持碗水 鉢水也 觀之字
 以病者在右手書普賢三昧耶真言
 字札引引引引 或用 額用之字以以可持真
 言加持之
 土 兩寶陀羅尼
 大師以尺迦為本尊也
 寶處三昧耶故也以寶珠為三丁中祇
 尺迦印用兩寶陀羅尼

(第十五丁表)

(第十五丁裏)

部主庭 寶并諸尊世律宿後亦如持咒
 因行傳之寶主如未為本尊
 以寶珠為三祇寶主用陀羅尼
 或以持世為本尊非說
 寶為中陀羅尼經
 以尺迹為本尊 或以大日胎為本尊胎下
 人全對夜叉札
 世流布儀札四十未滿不可教件札八家請未竟
 只安然惣使義許也隨又文章不似三藏筆
 又作注全對摩下猶弟子不空等
 不動之下儀札等又無其諸坊件札改者皆定
 傳秘
 或人抄之 寶珠事
 大唐青龍寺惠果河目梨什屬真多ノ

(第十六丁表)

(第十六丁裏)

庄法大師授五心水師竹目木座真言曰
 已上可尋之
 胎藏家了主 寶主佛
 人全明寶如未真言
 胎七日
 法家如真全別 人全明寶并 瑠名虛空飛并
 又名寶主如未 妙誇土身是也
 真言曰 已上可尋之
 其契印如奉傳堅智定度進力如寶形由
 結此印誦真言故速得佛灌頂位而雜寶
 兩出世一切勝願隨心成就諸天人師為其灌頂

(第十七丁表)

(第十九丁裏)

无

予等之亦

愛菩薩及成國玉石等持檀荼印在手持
人玉身色赤肉色坐水牛此玉珠除死難

歸命引寸心也

檀荼印

外五古印

運善廿三年六月六日於般若寺園之九件
目究竟事等傳受及教冠

全明佛子究竟

已上音隆寺僧正記錄迄今院上經傳之

手

歲末所修法事

大夫律師言歲末所修法是不動調伏也十人
全非他法然或人月迫比奉入所所之誤語
近日奉歲末所修法是如意輪法也不足
言事於除目所修法又不動也全非他法

(第二十丁表)

(第二十一丁裏)

主

轉法輪事

師曰車水輪入我之入時修三世之三摩地入
已心合誦時十六大讚并五類天等教勅印
明了結誦但真言初明王一字心可加教勅
也傳以諸摩入初大天庭如常第二部至
二說一大輪明王三寶院僧正說也一全明手後
說道里勝也

敬合誦時 佛眼 大日 十字佛頂 全明拳

具在口傳

有說 於勅為奉尊 不用也

又據 轉法口 奉尊 大輪明王

印明 十人前口印言也又大合明口印也
大輪明也 慈氏并教合輪也

尸主 一字合輪也

(第二十一丁表)

(第二十二丁裏)

師曰本尊降三世也理趣凡一切事等達
如來不見多是深秘中深秘也
引主極 湖也 頭酢者 三才也
已上在升(四)抄 其人以下也

法華法

或師之此法不可習本尊誰有多說至極大
日也但去尺也多寶二佛之非在大日一佛
也寶塔即大日身也習也法身塔婆之內
表定惠二德之佛同座法也故曰多寶座
集事如儀軌三種子三能如者不可觀印明異
常途在此法兩部合行以故理法房法
眼之所受中也廣澤之流也大有如此佛尊
婆香也甚甚香也粟之于十七作津入于中
瓶之後置也上以人珠

(第二十二丁表)

(第二十二丁裏)

或人之法苑法本尊不動之事智燈完秘
事也持門亂云以三井人故於法苑法
以不動為本尊以柳息定之時不動也
習也今見

同人之無量壽命文定如來即普賢也是
今明薩埵也 亦無教時 今財薩埵是普賢
近今也真實法文句見 已上人志

青字

飛 修 不迎 印 符 明 不迎 台有
秘說 智告祥印水空相捨 已上勸供寺之極 久在府婦都技
義經之後之說也同 如理法房
又說 聖賢同季說 本尊 今明亦大日也
賢瓶 或法壇中有一
瓶觀 是吉極

(第二十三丁表)

(第二十三丁裏)

印 智奉印 或傳覺親下
如真勝宗印
 明 亦亦Q 運才 諸事水
カクトセ物セ
 但此説云故左府僧都不肯受位云
 又云祈雨特施不雨云以佛舍利入龍穴此二振
 一云弟龍頭納云一云七、船ノ水ヲ舍利ノ
 置放池ニ尚不下云多クノ骨ノ入池ニ被骨
 非説云龍王默不許ノ不雨水ヲ許之也
 已上或師説也次第傳在別紙
 五大尊惣印
 或人云内室人向寶心問案内之慶因案中
 普通外傳云古云内室色頗不令寸心内
 同人云三卷房傳云三丁や倉薩話五古云是初
 二房説云同人云尊勝秘乎。初奉印節風
 釣瓦事人尋醍醐上野因案之慶無指本

(第二十四丁表)

(第二十四丁裏)

説事七頗有弄言云
 已上或人云説 或人以下
 三六 薩埵轉法輪不動事
 成就院僧云所説云今明頂瑜伽徑云
 毗儿才如未現種云云云法輪身現轉法
 輪并才二教今轉輪身現不動明王身
 大目徑今明薩埵印轉法輪并才者故知
 大目即薩埵云云即法輪云云即不動
 已上自證房傳
 三 略内合誦事
 山同古日記云朔ヨリ三日可此云秘次前月廿八
 九勝上儀也三日九勝故信觀度當朔日也 但近
作言
 各一特
 私疑云朔ヨリ儀云何事可頭云秘之前月

(第二十五丁表)

(第二十五丁裏)

從之哉又拜言彼言時謂乃合誦十可三飲
 何之勝...ト予又仁海比才小自拜日三自飲
 允飲書狀見今者何三勝乃合誦平
 或師之徒一日後夜時可誦之僧益也仍賜
 夜奉入堂場症嚴等沙汰有故倍言
 勝乃合誦也
 小野僧亡乃消息
 真言院勝乃合誦申付人城所勞惟明日
 伴于代可合勤仕結也已下以如此作法委
 在對面身
 三月二日 僧亡仁海
 密嚴房入寺乃房 本卷乘房
 夫 仁王
 不空 人形業身 藥更 多國 河國 人明字

(第二十六丁表)

(第二十六丁裏)

降三世 持國 大日 人形波羅山不動梵已
 寶生 人形寶 甘露 僧長 鉢陀 人形注利
 六足 慶日
 已上後僧亡真然記之中在之
 真言家劫通場
 古二 寶惠 十二天 住持 聖天 真非
 人形波羅山 房般若 根本中 經卷中
 經中少之 不動獨古中 慈叔咒
 無盡藏印言 志乃下 曰大明王等印言 如卷
 已上此三宮記中有之
 東寺誨言佛
 或人物語 勝定房寂起因與与云覺
 房覺上人於釋王寺教冠相論
 勝定房誨言中五佛 人形五佛 東五弁
 四冊後頁收

(第二十七丁表)

(第二十七丁裏)

中持持論今則波飛可持論四尊宗落致今則薩堵
 人今則寶宗今則法神今則掌乳西五丈
 尊曰大尊花尊
 正覺房東五尊中尊今則薩堵也
 餘尊大略如勝定房
 勝難四尊有今則薩何又為中尊外乎既
 中尊下左奉腰右手舒手仰乳前
 今則薩堵二九儿下相未有本說也如何
 正覺之付今則薩大日所變阿闍梨所變分阿
 阿闍梨持鈴持鈴大日所變左腰右弄
 傳口羅之勢一作也絕軌證文多七玩
 今則心心左所落輪從理時不沙汰
 量哉
 勝重難今則波飛之也其證有事也

(第二十八丁表)

(第二十八丁裏)

但至弄持之勢者其一而像印行行者
 所縱之印也又從理時不知業內不沙汰
 量子九款
 正覺其深不能具記
 又今傳法院今則薩堵即弄可宗之勢
 是東寺中尊今則薩之核之兩人相論發
 從此尊事歟
 後日成人傳宗親因奉之勝定房之
 東寺五并事先等与正覺房有論事
 寂秘事故之說之不被論誨言佛之仁王
 從万夕限中五并之自性輪身東五尊之
 法輪身西五尊之教令輪身之
 法之可之不之無之障之今則之波飛之仁王從
 法次第也真然之見波不之第之勝定房

(第二十九丁表)

(第三十二丁裏)

己上和泉園乘記
 世
 大師事
 或人之志大所、靈山龍象之事傳記等觀
 勝万夫人上之所也
 世
 堅惠事
 或人之性理性房三惠采後身
 或蓮房難之若余者佛隆寺僧銀渡海
 同行如何
 理香之此疑尤可然但彼寺三徑浮既
 付欵
 世
 七佛藥師事
 或人之穀山毛往古七佛藥師法上六不中
 只藥師所法上中々々西京真真主
 之時七佛藥師上中始多リト

(第三十二丁表)

(第三十二丁裏)

私之良源儒云於有大目家被修業所法指
 而之業師所法上居七佛
 仁海儒云唐運儒都已上要言集成就院別行集
 記七佛藥師真言出セリ
 智證大師所自拈鉢出七佛藥師真言
 又下野園乘寂後之新筆一卷被錄其
 寂功七佛藥師法上之業師絕文一紙
 書信可但新筆之條真偽可也欵
 世
 須事作法事
 或人之性理性房以眼奉重文之時教
 罪紙之尊飛之倫之密号號号皆皆志
 書付之教授之憶之得佛之名号印明
 中ノ事之入准又五親之音業之不入
 之類類之結付之可尋事欵

(第三十二丁表)

(第三十三丁裏)

小壇儀式
 又云弟子
 若如来奉 智拳同異
 或人志云如来奉于下 昂出智拳下之核
 三ヨリ核中三并右事 惟致智拳者合の奉也
 大埋寶珠事
 同人志果村序珠之埋之山
 大所作給^んの範後時奉進白河院了可
 埋者室主山龍池之南石塔之北其上^に草
 不生^ら埋高野之者極僻事也
 大所遊地事
 同人志惠果村属之末為鎮護國家埋之
 山從因僧都廣地欲取之 大所加持之遊地
 難故得此名也 是一説也

(第三十四丁表)

(第三十四丁裏)

奥沙于子事 左列記
 宗大事者頂弁此等也 ^{上三ヶ}
 出^ん合^の則^に薩^の真^の言^多種^事 ^{智燈^は又^は真^の言^也}
 或人語云西三茶右大臣藤原良相合夢中冠
 王未出欲宮大臣卜与冠已取合夢中有
 人告之可持合則薩^の真^の言^夢覺^流行^以
 日馳奉靜觀大所行^行格^中此有可授
 合則薩^の真^の言^給僧^之授^之而^謂三昧耶
 薩^の塘^錢其^後又^夢如^前又^夢中^有人
 告^之如^前後^日尚^中請^合薩^の真^の言^僧之^前
 真^の言^之外^未知^之是^早奉^箇智^證大^所行^行格^奉
 向^之大^所遊^地笑^授人^之薩^の真^の言^僧之^以此^記授
 大^目卜^持之^後鬼^已不^夢見^也 ^{須^定秘^不載^也}
 大所行筆事

(第三十五丁表)

(第三十五丁裏)

武上人語云故善迦房何因季房有不室三
 齊所筆是深頂真言也高野所室所奉
 龍之冠服真言云一切所持奉類有所
 感之持人象真言云伴因季補殿弟子
 智眼入寺許傳之親奉見之消二極其修
 了大文字也云云云云云云云云云云
 已上真言始云云云雨字可有云云復致
 又惠淨變何因季房有不室所筆是十六
 尊贊也真云云法大竹所手記云云是不室
 三齊所手記也云云西行房上人觀拜見云云
 奴修法房又有此所筆云云愚推云云本靈放
 嘉應二年五月七日理覺房上人未臨卷室破
 尋書之冠三十秘法隨身杖法云云

(第三十六丁表)

(第三十六丁裏)

三 接主法 本意大目 付十八通
 一 種 塔 三 呼 去 古 下 明 我 可 是 凡 凡
 大轉法輪
 種 伴 三 八 輪 輪 下 內 五 古 言 云 云 云 云 云 云 云 云
 又轉法輪云用此下言
 三 十 折 量 所 用 振 事
 餘 前 五 古 鈴 右 移 古 鈴 左 三 古 順 量 也
 五 古 振 鈴 三 古 供 物 等 獨 古 合 誦 時
 武 人 三 成 就 院 儒 云 院 所 佛 供 養 五 大 威 時 人
 取 五 古 鈴 武 人 奉 尋 之 被 作 之 為 五 智 因 滿 也
 三 哀 深 王 五 折 量 事
 問 有 何 故 乎 武 云 五 折 並 申 其 量 之 極 取
 也 是 地 水 火 風 空 五 大 量 表 示 故
 武 云 一 折 者 大 折 橫 量 也 是 五 分 也

(第三十七丁表)

(第三十七丁裏)

遍知院僧都說之一指者大指此際橫別
 迴程七仍一指當七分合三十五分成尊
 備辭所造白檀像三十五分也師資說相分
 法

人前持事
 師說之上三吉下二吉也上三吉以并左右手
 二吉左右是拍合至成五吉也人前二合是夫
 婦和合心也

供料請文書様
 謹請頂
 某色物幾許事
 右某所念誦供料謹所請類之狀如件
 年 月 日 僧某
 内於法信願詞

(第三十八丁表)

(第三十八丁裏)

師說之後供養之時開加以前。佛布施供之
 飲食燈明印之。前若後是雨說也。次開加次
 取合珠并奉教奉合一度次結願詞云
 一七個月之間所念勤於此斗七星古之秘法
 所結願相當此座然則奉始奉言一万多
 中諸大眷屬富壽長遠所成亦之各
 所可還奉立也。亦自用白當初迄于結願之

今為佛法儀持所成亦可未臨於外人
 則部讚法天等奉始下奉人成光信壇
 若結願之時尚可驚奉控施主祈願以今
 此尊者下可申其旨三余尊作之及所念誦
 謹廣要事寺信願作

師說之溝水前漱口之後也散杖。溝水新
 可削内散杖。散末許杖前前供養花八

(第三十九丁表)

(第三十九丁裏)

爐前散之儀之花。火中散之發蓮花。
壇中可散也。世天匠一字人全以前以朽古
大人則臨真言可加持也。供物神用也。
古摩旦五色列標未事。

圭

願書作法

三礼如未咽 表白

讀經書述事由尺佛并等切能種之祈之
尺迦寶号 一祈藥師号 一祈觀音之 一祈但
不迴向云

圭

神供方角

醍醐權宿正勝覺之可隨策之所謂息災
向北也。但又可隨所復。且也。然而言其亦
可存允神供。施天匠之時可動之仍終法。

(第四十丁表)

(第四十丁裏)

圭

青素木帶湯茅加持事

律僧施天匠之種程三座供之儀之儀之儀
無律僧以他人令勤之秘之親見所室
以他人令勤所。世天匠。供十二天是主
許也。為供其春房等別。又有神供。於
小野靜与河國矣。越前同矣 指備十壇
於其於之自降兩特於原上。供之。
口傳之久壽二。末宮所儀。供并并本
結未遠長者法印大儒都寬通許。
以何真言令加持。供武奉向所返。云。愛
深五八字文珠茅真言也。
種子三。所不知佛并供養事。
種子。或三三件種子通用。凡字文
三如意寶珠。寶書。口傳。一切佛菩薩三。通用
以珠故。台。齊。龍。乳。之。持。并。如。意。寶

(第四十一丁表)

(第四十二丁裏)

又辨并以并力三箇持事以下或人口傳抄
 書之未知正否也
 不動
 或人之不動意是花嚴世界堅牢地神也
 大日說見
 至不肯文之
 五六 鬼宿事
 或人三入迎成道之後於赤樹下始說法日
 鬼宿也見佛本行集經之
 彼經未勘合之
 七 人法久住法事
 長當要信都口次
 文殊令法久住明河次陀藏泥即令法
 久住也台加持句真言又有此句即大日令
 法久住陀羅尼也即行法之終發此
 故宣後誦之為令法久住於文殊法也大

(第四十二丁表)

(第四十二丁裏)

并德有此說又大日人法久住明誦加之在
 人意為無人破法序伏若息隨隨持任
 意已上
 或師之令法久住宣極大事也如此抄
 物書之榮尤有持事故
 祈雨法書葉文
 以勝撰經院
 自筆葉書取
 謹辭
 祈雨法事
 右頂任 宣有勤於也但瑜伽觀念惠燈
 為先秘密練行戒珠是基然智之臺火
 与暗真言與新學誦言宣得罪攝則
 三言於之法誰受而傳曰隱海之輒
 以難酌不堪勤於謹辭如件誠惶誠恐
 謹言

(第四十三丁表)

(第四十三丁裏)

辛 年 月 日

街遺告云大唐曲成事
 少納言入道之曲成字譯於曲成所筆
 本云曲成

卅六舍事 卅六中鳥獸共有
何之卅六舍事

同人云高者鳥獸尊名色故卅六舍飲
 親王事

空 掌相入道後尊云親己之事於彼所前不
 可申事也僧中不知案內權持親己不
 申尤不侵事也五宮所流頂之覺任信即
 并勸此寺表白等皆親己力之如何
 已上依侍從編部口說記之
 始新佛事 勸修寺法務白筆記之
 先佛師前木置之新居

(第四十四丁表)

(第四十四丁裏)

空 死有能法五方音事

侍從儒部物語云
 先考奉拜花菰院宮之冠被尋作死有
 能法五方音之內以此紫鐘配南方有分以平
 香中云本草云紫鐘是騾驢湯也騾驢
 湯即受戒星之精也受戒南方云カサレ
 星也仍相配南方以宮每三感歎云

保延六年十月七日 代傳文之明象
未傳文之明象
 以侍從律所奉書寫

已上法務所自筆也

以瀦水 如常以加持木 以三礼 以申事由
 以佛所書祇像 即奉造始
 又說 先瀦水 以造始面像
 其後奉立於其前申事由

(第四十五丁表)

(第四十五丁裏)

已上

中云本亭之紫信与麒麟图二物大同小異又此文似相违之行

孔在经事

或人語之此院所造之法持院非沙笔院院有沙笔所造但有上下卷中卷云云

孔在院法三昧邪所事

醍醐寺關委之屏扇半月文之日之御瑞
 定賢法勢所傳孔在元上上月之義法可
 會之教
 山之屏扇事不足挂用但已現量也普方尋圖是
 全輪種子事
 或上人云輪有二大日全輪尺邊全輪隨其種

(第四十六丁表)

(第四十六丁裏)

于不同也家承尺邊全輪用上字大日全輪用下字

其由誰有之可尋本文歟

仁王经万叶罪事

醍醐寺關委之德大寺法印於山田寺求仁王经万叶罪

於京都冷佛師可令高写珠色進

平凉人写珠色進於法所本者依其
 寻佛師留之注下藝進度也東寺藝進恨
 已佛師以其法所補令進覽三井寺覺歟
 持坑奉納法輪院之藏了後手新有
 故以定香書寫一本被獻三寶院縮正人
 所遺書之外三教狗歸成進土事
 一印房了傳之六本進之六進此之進事寫

(第四十七丁表)

(第四十七丁裏)

近事女也清信士清信女由此人吉由土信
次士男也又事与士音通故借用信次作三
教狗歸是歸是歸佛法也成近事有共
誤矣

矣 付法時 不空 于方弱冠受近事

同師之近因者別解脫亦名也受持者近因者
故名近因尺有三

已上由茶近日係不審乎中以被白筆
近狀書了 四卷見 30

矣

十八道初行表白

敬真言教主大日如來人明家舍世七十九
舍万步罪諸尊聖象并大悲胎藏衆人等
蓮臺十三大金諸尊聖象外人明誦讚
法天等想 佛眼所照普賢境中若于三
寶聖海 教為弟子今以幻稚愚昧之身

(第四十八丁表)

(第四十八丁裏)

奉受祿密瑜伽之法然有能受無所行有
越三昧耶罪故始自今日迄于并通場永
修行此法滅罪主喜佛法利主内外無邊
之喜歡可令成就者也然之修行三業修行
之壹習也今主智慧今因滿信之三時觀念
之間白魔三障之惡障一印結緣之力一普
願成就獲得令結之二言 七十九行 兩了

衆舍一祈諸尊聖象 祈外合明了 祈
人明天等 祈十二金明天等 祈七曜九現 祈
十二宮神 祈廿八宿 祈 諸宿曜等
念法久住利益人天乃釋摩訶毗盧之佛也
外人明誦讚法天等始奉三事所有天衆神
祇法樂莊嚴奉為一般若心能一祈大般若
經名 祈法大師始奉密教傳授諸同衆

(第四十九丁表)

(第四十九丁裏)

耶法樂 茲嚴令奉為 廣師見 人前于并
 令臨聖王玉符安穩 持令奉為 藥師也并
 觀音寶号 并太上天寶壽長遠持令奉
 為觀音之号 并近令寶号 并父母安穩福
 壽增長令奉為 近令寶号 并觀音寶号
 請乞真言教主大日如來 兩了家命諸号
 象外全了人前天等 各往昔本撰通入信
 此瑜伽壇場降臨 觀白法于 所設妙供兼慈
 納交法于 弟子無姓以來 一切眾障除解脫
 令信于人 主智惠 圓滿息定 安穩增長 福壽
 佛法興隆 廣作佛事 內外無邊 現世當主
 大願定成就 令信于人 何也 并并并并
 寶号 并觀音寶号 并雨了海舍 并諸号
 聖眾 并外全了 讚法天等 并七曜九机 并

(第五十丁表)

(第五十丁裏)

十二宮神 并廿八宿 并諸宿曜等 并諸儀
 法天等 并院內安穩 諸人伏樂 為觀音也并
 乃在天下法家 平等利益 為大慈觀自在并
 本已上八道表 白以故 二品親之 兩白筆 并并
 新中河同聚 幻妙修行 時可書法也
 大師即身成佛事
 或所宗論之時 大師於清涼殿 即身成佛
 佛下明是 毗也 并法也 并
 是智拳下見 真言二說
 一說 可成也 并并
 一說 可有也 并并 以法說也
 或所宗 列可也 并并 并用定也
 三帖事
 或人所授之 三古寶 并大塔 並三落等

(第五十一丁表)

(第五十二丁裏)

丹生明神取給于量傍栲木股昂所歌堂
 件事往年在大臣 類長所奉請之時自院
 因如房林賢同桑密 今語流彼時親
 承之不慮之幸也彼記式了儒都覺任
 許有之
 入定行儀
 同人云普通說法家定印結迦趺坐但賢
 所記云右脇被記未知真偽狀
 又云有記云入地半里坐半里者三所也坐
 而寬一丈五尺也是三尋又得密書狀
 觀賢僧云初具勅使奉拜自院言務餘
 諫不見給于時三廿五条起請祈請之後
 言務斷晴奉見御狩內長垂而只
 不哀內承朕雷風散去信云并勅使共

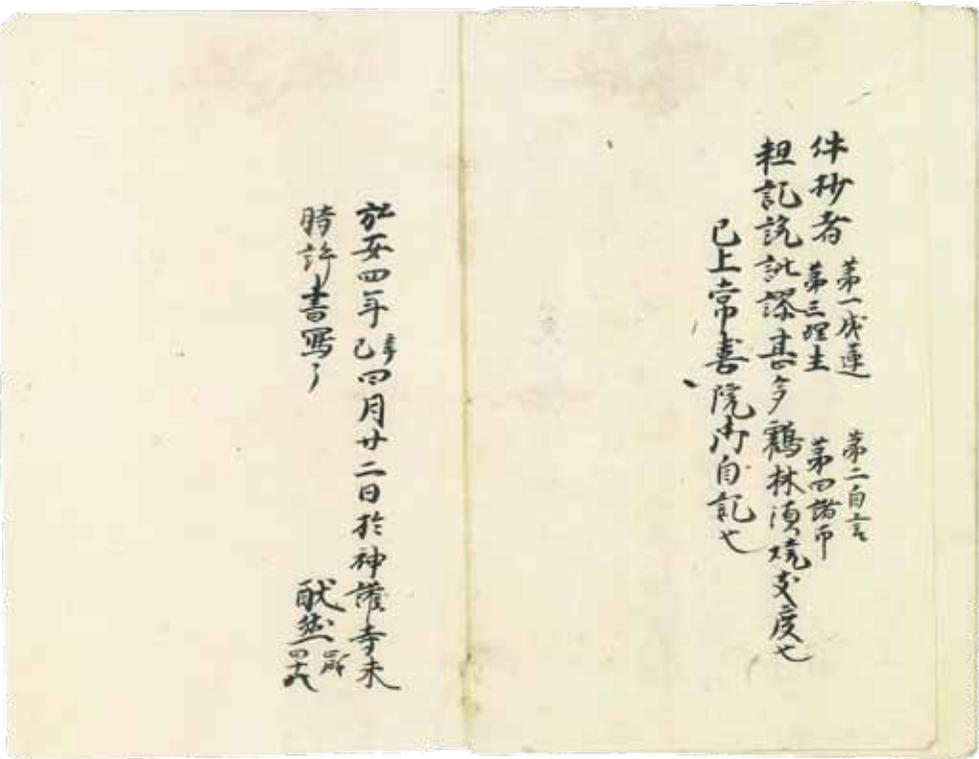
(第五十二丁表)

(第五十二丁裏)

奉見之其後儒正奉剃所駿改著所
 衣自家所涼祕內供相共入內供槌不
 奉見只所味許奉摩其手數日有餘
 量全室出入實切并充抽絕
 不知大師所世出之所入定地下深地
 費厨子量其內坐其上壇于
 塔之也向給方事可号之
 (一夫)

(第五十二丁表)

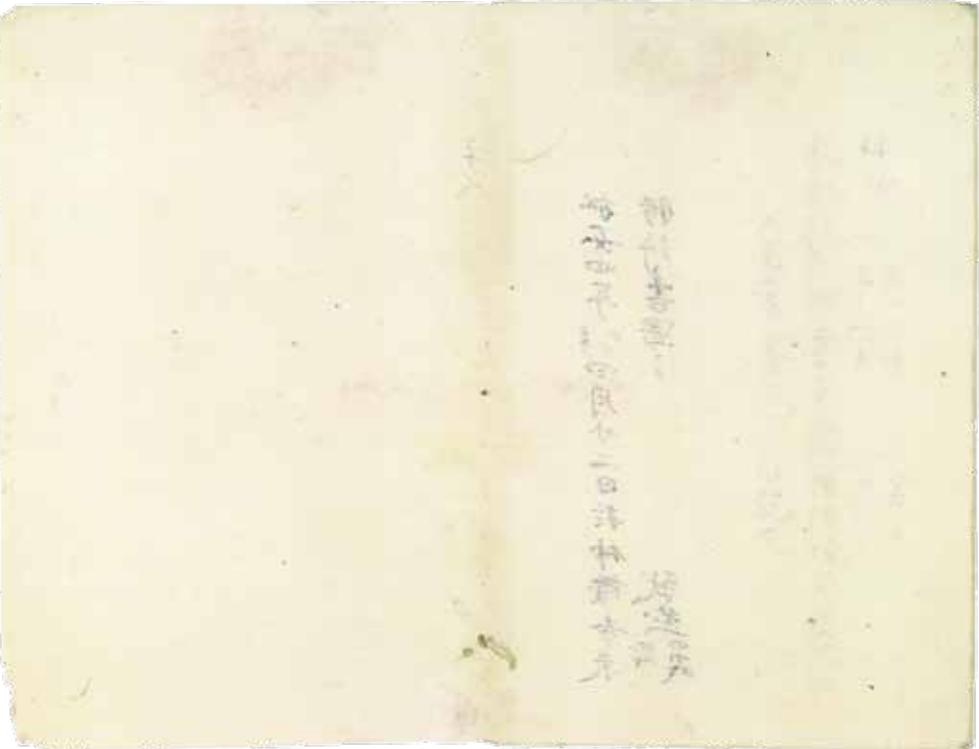
(第五十三丁裏)



(第五十四丁表)

弘安四年己卯四月廿二日於神護寺末
 晴許書寫
 猷然所

(第五十四丁裏)



(後表紙裏)



（後表紙）

『別尊要記』第四帖解題

坂口 太郎

はじめに

本稿で紹介する『別尊要記(別名、鶴林鈔)』は、平安時代末期の真言僧である心覚(永久五年「一一一七」〜治承四年「一一八〇」)が撰述した真言密教の事相書である。

撰者の心覚は常喜院流の祖で、字を仏種房、公名を宰相阿闍梨と号した。参議平実親の子で、初め天台宗寺門派の園城寺常喜院にいたが、のちに真言僧に転じて小野流を学び、高野山で生涯を終えた。心覚は、白描画像の収集に力をそそぎ、その成果を『別尊雑記』としてまとめたことで知られており、やがて登場する覚禪と並んで、中世成立期の真言密教を研究する上で重要な存在である。心覚の伝については、後代に流布した伝承や、近世に成立した編纂書の誤謬もあって、かつては不正確な解説が行われることもあったが、近年では聖教の奥書の精査や、心覚の著作目録の検討に基づく実証的な研究が進められている。とくに、山崎誠氏¹や柴田賢龍氏²の業績は貴重な成果である。

心覚の著作では、『別尊雑記』や『鵝珠鈔』などが戦前に翻刻されており³、仏教美術史を始めとする幅広い分野で利用されている。本稿で紹介する『別尊要記』については、つとに真鍋俊照氏が注目し、心覚の事蹟研究に活用するほか、二百八十一に及ぶ項目名と、関係する諸儀軌の情報を提示している⁴。真鍋氏の業績は、『別尊要記』の研究に重要な先鞭をつけたものであり、指針的な役割を有している。

ただし、『別尊要記』は真鍋氏によって見出されたものの、まとまった翻刻は存在せず、その学術的意義は、同じ心覚の著作である『別尊雑記』ほど十分に認識されているとはいえない。そこで、中世密教聖教研究会では『別尊要記』のうち、とくに重要な内容を持つ第四帖を選んで紹介することとした。

1 『別尊要記』の概要と第四帖の史料的价值

『別尊要記』は全四帖からなり、心覚が師事した真言僧の口説を収載する。すなわち、第一帖には成蓮房兼意、第二帖には自証房覚印、第三帖には浄蓮房宝心、第四帖には諸師、以上の口説が収められている。兼意・覚印・宝心らは、いずれも平安末期の真言密教を代表する僧侶であり、彼らの秘密事相に対する造詣を詳細にうかがえるのは貴重である。また、別尊法に関わって、密教図像や經典類についての得がたい情報を含むほか、白河・鳥羽院政期における権力者と真言密教との関係についても、独自の記事が見られる。成立年代は、金剛三昧院本『鶴林鈔』⁵末(下、諸流)の本奥書に「治承二^年四月廿六日、粗記師説了。訛繆甚多。鶴林須焼支度也」、また金剛三昧院本『別尊要記』。第一帖「烏葛沙摩」の項に「治承二年四馳月迫不慮写之。歎喜幾千乎。是為奉付属慈尊院。于時生年六十一 高野隠士心覚」とあることから、治承二年(一一七八)と考えられる。

『別尊要記』の別名『鶴林鈔』の「鶴林」は、釈迦が涅槃に入った沙羅双樹の異称であり、のちには臨終の意で用いられる文辞であった。右に引いた『鶴林鈔』第四帖の本奥書において、心覚は「紕繆甚多」⁶いことを理由に、死後の焼却を期しているが、これは謙辞と見るべきであり、入寂の遠からぬことを悟って祖師の口説を集大成したのである。事実、『別尊要記』は、真言密教に関わる口説を豊富に収載することから、後に多くの真言僧の注目を集めるところとなり、今にその内容が伝わることとなった。心覚の自筆本は伝存しないが、鎌倉時代に遡る古写本は少なからず残っている。

本稿で紹介する第四帖の内容は多岐にわたるが、とくに重要な部分について言及しておく。

まず、第五条「如意宝珠御修法日記」(以下、「御修法日記」)は、大治二年(一一二七)十二月二十七日に、醍醐寺勝覚が白河院の命で勤修した如意宝珠法の記録である。この修法の本尊として用いられた如意宝珠は、白河院が所有した二顆の宝珠で、ひとつは同年に肥前国神崎荘より献上された鯨珠(鯨の体内から見出された珠)、いまひとつは範俊(白河の側近僧)より献上された宝珠であった。前者の鯨珠が宝珠として意味づけられた経緯は、大外記中原師遠の日記『鯨珠記』⁷や『覚禅鈔』⁸「宝珠法」に詳しい。

大治二年の「御修法日記」は、必ずしも学界未知の史料ではなく、すでに杉橋隆夫氏が紹介した四天王寺蔵『如意宝珠御修法日記』にも収録されている。⁹上川通夫氏は「如意宝珠法の成立」¹⁰において四天王寺本を利用し、如意宝珠法勤修の政治的背景につ

いて鋭利な考察を加えている。ただし、四天王寺本にはいくつかの誤脱も見られ、本稿で紹介する『別尊要記』所引の本文によって、これらを補訂することができる。しかも、心覚が『別尊要記』に収めた「御修法日記」は、「侍従律師本」に基づいて書写したもので、「侍従律師」は後述するように、醍醐寺勝賢のことと考えられるので、伝写系統からも重要な本文といえよう。

次に、第二九条「東寺講堂仏」は、東寺講堂の立体曼荼羅を構成する「五菩薩」の尊をめぐり、院政期の済朝(恵什)と覺鑊による論争に触れた内容である。「五菩薩」の尊を金剛波羅蜜とする恵什に対して、覺鑊は金剛薩埵と主張し、両者は互いに譲らなかったことは、多くの事相書に見える。恵什の主張の根拠は、講堂の立体曼荼羅を仁王経曼荼羅と理解することによるものであった。

『別尊要記』で興味深いのは、撰者の心覚が、講堂の関係文献を豊富に引用し、論争における論点を客観的に考察していることである。心覚は、恵什と覺鑊の是非を明記していないが、この第二九条が、仁王経法に関わる第二八条「仁王」、第三〇条「大師令修大法給事」の間に配置されていることに注意を払うならば、恵什の見解を是と認めていたのは明らかである。のちに建久八年(一一九七)、文覚の勸進による講堂諸仏修理の際、尊像の中から造立時に納入された舍利・真言等が発見され、中尊は金剛波羅蜜であったことが確定した¹¹。その結果、恵什の見解の正しさが明らかとなり、「恵什死後の高名」と讃えられている(『参語集』巻第二「東寺講堂五菩薩中尊事」)。これと同じく、文献学的な見地から恵什に賛成した心覚も、その慧眼を認められてよからう。なお、第二九条の本文は、後代の『東寺諸堂記』(『東寺百合文書』甲号外二九)、『日域諸寺私記并諸社』、『東宝記』巻第一などに引用されており、これは『別尊要記』の受容史を考える上で注目される。

壮年期以降の心覚は高野山に止住し、同地を訪れた御室守覚法親王・醍醐寺勝賢の両者と密接な関係を結んだことで知られる。とくに、心覚は勝賢から『秘藏金宝集』や『無名抄』などを伝受する一方で、勝賢に『成蓮抄』や高雄曼荼羅の白描図像などの書写を許し、勝賢による守覚への諸尊法伝授の前提を調えた。これらの史実については、柳澤孝氏や土谷恵氏が綿密に考証している¹²。『別尊要記』第四帖には、「侍従律師」ないしは「侍従僧都」なる人物の口説がいくつか見えるが¹³、これは他ならぬ勝賢のことと考えられ¹⁴、勝賢の父であった藤原通憲(信西入道)や、勝賢の兄にあたる藤原俊憲らの言談やエピソードが紹介されている。とりわけ、通憲の博識を示すエピソードは、彼が院政期を代表する知識人であったことを再認識させてくれる。

これに関わって一つの問題を提起するのは、第六〇条「親王事」に示された藤原俊憲の言談である。その内容は、「親王」という呼称は、法親王本人の前で申さないのが故実であるというものであるが、興味深いことに、これと全く同文の内容が『雑筆要集』とその異本である『儒林拾要』の末尾に確認できる。両書が中世前期を代表する文例集であり、中世文書の研究に必須の史料であることはよく知られている¹⁵⁾。その成立時期については、つとに中田薫氏によって、承久の乱(一二二二)以前と推定されているが¹⁶⁾、編者については、紀伊国の住人説¹⁷⁾、多田源氏の文筆者説¹⁸⁾、大江姓の文筆官人説¹⁹⁾などが並立している状況である。

これらの諸説は、いずれも『雑筆要集』(『儒林拾要』)所収文書の一部に、紀伊国や摂津国関係の文書が含まれることに根拠を置いている。これに対して、新たに指摘したいのは、右の第六〇条「親王事」を含めた、『別尊要記』第二帖と第四帖のいくつかの箇所において、『雑筆要集』(『儒林拾要』)と同文の内容が確認できる事実である。対応関係を表に示すと、次のようになる。

『雑筆要集』(統群書類従本による)	『別尊要記』(金剛三昧院本による)
百一 「供料請文書様」	第四帖第四八条 「供料請文書様」
百二 「祈雨法辞書様」	第四帖第五八条 「祈雨法辞書案文」
百三 「御修法等請文」	第二帖第四二条 「御修法等請文」
無番 「勸請祈願等内施主句」	第二帖第四三条 「勸請祈願等同施主句」
	第四帖第六〇条 「親王事」

先述したように、『別尊要記』の成立は治承二年(一一七八)である。また、藤原俊憲の言談は、心覚が勝賢から聞いたものであるから、おのずと『雑筆要集』(『儒林拾要』)が心覚の『別尊要記』を参看したことになる。詳しくは、別の機会に論ずることにはしたいが、『雑筆要集』(『儒林拾要』)がその編纂に際して、一般の古文書だけではなく、秘密事相の口伝を集成した聖教をも参照した事実は、同書の編者や成立事情の解明に新たな示唆を投げかけるものといえよう。とくに、『別尊要記』を披見できるのは、心覚の法脈に属する真言僧でなければ不可能であり、俗人ではとうてい叶わない『別尊要記』が秘書であったことは、

後に取り上げる称名寺本『別尊要記』第四帖の本奥書に明らかである)。この事実を重視するならば、『雑筆要集』(『儒林拾要』)が寺院社会で成立した可能性は意外に大きいのではないだろうか。

次に、『別尊要記』第四帖には、事相に関わる作法に関して、参考となる内容が少なくない。例えば、第五二条「神供方角」には、小野流の静誉が小壇を指し儲けて神供を修したとあり、これは『密教大辞典』「神供壇」の項²⁰に、「又御流には木壇を用ひ、四方の端に柱を打付けて足となす。龍曉阿闍梨は用^二木壇^一小野静與阿闍梨今案也といへり」とあることと符合すると考えられる。また、第五三条「御素木・帯・湯等加持事」では、久寿二年(一一五五)に、東宮守仁親王(のちの二条天皇)の「御双紙箱并御本結糸」を、東寺長者の寛遍のもとに遣わし、寛遍が愛染王・八字文殊等の真言を以て加持を修する旨を言上したとある。帯加持などに留まらない、日常の用具にまで加持を行っているのは、他書では知られない貴重な記事である²¹。

心覚は図像集『別尊雑記』の撰者であるだけに、『別尊要記』第四帖における密教図像関係の内容には興味深いものが多い。例えば、第一七条「五大尊座位不同」は、高野山龍光院に降三世明王を中尊とする特異な緋色五大明王像が伝来し、高野御室覚法法親王に進献されたことを記す。また、第六六条「仁王経^(曼荼羅)万々羅」は、山田寺に伝来した紙形墨書の「仁王経曼荼羅」とその流伝の経路を伝える²²。空海の「御筆」というこれらの図像の存在は、院政期の密教図像を研究する上で興味深い素材である。さらに、第四二条「大師御筆事」には、「西行房上人」なる人物が、不空三蔵の手跡である「十六尊贊」(空海「御筆」の奥書を有するという)を拝見したとあり、これは歌人西行の研究者に検討を期待したいところである²³。

2 本稿における底本・対校本

続いて、本稿における底本・対校本についても触れておく。

『別尊要記』の諸本についてまとめた調査を行ったのは、真鍋俊照氏である。真鍋氏は、「心覚と『別尊雑記』」²⁴において、仁和寺本、金剛三昧院本、『醍醐寺新要録』巻第十二「理性院」所引本、高野山大学本『鶴林鈔』(金剛三昧院本『鶴林鈔』と同じ)の四本を紹介している。さらに、真鍋氏は、「心覚の金沢文庫本『別尊要記』と師説の研究」²⁵において、金沢文庫本、教王護国寺本、宝寿院本にも言及している。その後、国文学の牧野和夫氏が、高野山大学図書館に寄託中の金剛三昧院本『別尊要

記』ならびに『鶴林鈔』の書誌情報を詳しく紹介している²⁶。

『別尊要記』の写本は、真鍋氏が提示した以外にも多く見込まれ、叶うならば古写本の全てを精査した上で周到厳密な校訂を行うのが理想的であるが、これを表現するには多大な時間を要する。このため、本稿では、弘安四年（一二八一）書写の奥書を持ち全四帖を完備する金剛三昧院本を底本に定め、鎌倉後期の書写と考えられる称名寺本を対校本として使用するとどめた。底本である金剛三昧院本『別尊要記』第四帖の書誌情報は、以下の通りである²⁷。

粘葉装。楮紙（打紙）。五四丁（表紙を除く）。遊紙は前後ともになし。縦二・四糎×横一四・八糎。本文共紙表紙。現在の表紙・後表紙の隅に糊跡があり、後補の表紙がいつの段階かで欠失したようである。

単辺（縦一八・三糎×横一二・〇糎）有界七行（毎行字数不等）、界線（界高一八・二糎、横界幅一・七糎）。本文は漢文、朱筆にて条番号を加える。

外題は、左肩打付書きで「別尊要記^{第四}諸師 四帖内」（本文同筆）。内題はない。表紙左下に蔵書印一顆あり。朱印、陽刻で鼎形。印文は「大正七夏」および「性忤修」。

奥書「弘安四年^{辛巳}四月廿二日、於神護寺、未時許書写了。

猷然^{四十八}歳」（第五四丁表。「四十八」の「八」

は、「二」の上に重ね書き）。一丁表から三丁裏までは目録。四丁以降は本文。ノドに目安線と丁数（一〜二十八）あり。書写年代については、弘安四年（一二八一）四月二十二日の猷然による奥書があるが、牧野和夫氏は、室町前期頃の写本と判断している。その理由は、奥書において、猷然の年齢「四十八」の「八」が「二」の上に重ね書きされているためであろう。牧野氏はこれを「転写の際の誤りか」と述べる²⁸。

しかし、その後、一九九五年に開催された「シンポジウム―奥書・識語をめぐる諸問題―」（国文学研究資料館）において、牧野氏自らが猷然の筆蹟を子細に検討しており、その知見を反映させる必要がある。とくに、牧野氏は、弘安九年（一二八六）閏十二月に猷然が筆写した『不動明王安鎮儀軌』（高野山宝寿院蔵）の凶版を示して、「神護寺」の書体や、「衆」が「泉」のような字体である点に、猷然の筆蹟の特徴を捉えている。その上で、牧野氏は、嘉禄元年（一二二五）九月の書写とされていた『納涼坊談義記』（慶應義塾図書館蔵）が、猷然によって弘安年間（一二七八〜八八）に神護寺周辺で写されたものであることを指

摘している²⁹。

いま、牧野氏の指摘を念頭に置きつつ、『不動明王安鎮儀軌』にうかがえる猷然の筆蹟と、金剛三昧院本『別尊要記』の筆蹟を対照させると、両者の筆蹟が酷似していることに気付く（後者については、本稿掲載の影印を参照されたい）。例えば、『別尊要記』第四帖の奥書に見える「神護寺」の書体は、『不動明王安鎮儀軌』のそれと似ている。また、同じ第四帖の第六九条「十八道初行表白^等」に頻出する「衆」は、「泉」のような字体で書かれる。これらの点を踏まえると、『不動明王安鎮儀軌』と同じく、金剛三昧院本『別尊要記』もまた、猷然の書写にかかる写本とみなして間違いあるまい。要するに、金剛三昧院本『別尊要記』は、奥書にあるように、鎌倉後期の弘安四年（一二八二）に写された写本と考えて不都合はないのである³⁰。

なお、金剛三昧院本『別尊要記』の第一帖から第三帖までの奥書は、以下の通りである。

（第一帖）

弘安四年^{辛巳}正月一日、於神護寺書写了。

猷然^{四十八歳}

（第二帖）

弘安四年^{辛巳}正月九日、書写之了。

猷然^{四十八歳}

（第三帖）

弘安四年^{辛巳}正月十三日、於神護寺書写了。

猷然^{四十八歳}

全四帖の奥書から、猷然は弘安四年の正月から四月にかけて『別尊要記』を書写したことがわかる。猷然は心覚の著作に深い関心を有していたようで、嘉元元年（二二〇三）十月に、神護寺月静坊において、心覚の著作目録である『常喜院作目録（心覚阿闍梨作目録）』³¹を書写している。また翌年の嘉元二年五月にも、猷然は心覚の『応保二年卯月記』を書写したことが真鍋俊照氏によって指摘されている³²。

今回、対校本として選んだ称名寺本『別尊要記』は、書写奥書を欠くが、鎌倉後期と推察される全四帖の古写本である³³。本奥書によれば、その親本は、元久元年（一二〇四）九月に、禅遍（のち宏教、西院流宏教方の祖）が高野山において、心覚の付法弟子である理法房顕覚より借り請けて写したものである³⁴。ただし、禅遍は承久の乱が起こった際に第三帖を紛失し、翌承久四年（一二二二）二月に「或人」から借りた写本を以て補写している（第三帖の本奥書による）。第四帖のみ本奥書を示しておく。本云、

元久元年九月十三日、於金剛峯寺、以往生院理法房御本、相詔或人、令書写畢。為甚深之秘書。手自雖可終功、或伝受、或談議、又行法、又入堂。如此之間、片時無隙。就中、灌頂書等、急欲書写。帰洛之期近々、宗之本意、所令終他筆之写功也。抑今此四帖者、殊不可披露^{云々}。依之、載其由於起請、邂逅所申請也。今為後誠、聊記子細。帰洛之後、必可書改之耳。

求法末資禅遍記

私云、或仁云、已上四帖、号鶴林鈔^{云々}。

この記載から、『別尊要記』が高野山往生院において「甚深之秘書」として扱われており、禅遍が披露せぬ由を起請文にしたためることで、顕覚から借覧を許されたことが知られる。また、禅遍が「已上四帖、号鶴林鈔」という「或仁」の口説を記しているのも興味深い。禅遍がこれを付記したことは、彼が師事した顕覚とその周辺で『別尊要記』の題名が行われていた事実を逆推させる。禅遍が伝得した『別尊要記』が、その後の密教聖教に与えた影響は、詳細な検討が必要であろう³⁵。

なお、金剛三昧院本と称名寺本は同じ内容であるが、区切り方が異なるため、おのずと条番号を異にする。前者が全七二条であるのに対して、後者は全七四条である。この点、利用の際には注意が必要である。

おわりに

以上、本稿では『別尊要記』第四帖の史料的价值について解説を行った。『別尊要記』が密教学の研究に裨益するだけではなく、中世成立期の仏教史・政治史・文化史・美術史・古文書学などにとっても貴重な史料であることは明らかであろう。本稿の翻刻を契機として、心覚の著作に対する検討が進み、中世成立期における真言密教の諸側面に新たな光が当てられることを期待したい。

注

- 1 山崎誠『常喜院作集目錄』解題(『真福寺善本叢刊』第二期「真福寺古目錄集」二、臨川書店、二〇〇五年)、同「院政期東密に於ける書籍目錄の編纂」(『説話文学研究』第四一号、二〇〇六年)。
- 2 柴田賢龍『日本密教人物事典』上巻(国書刊行会、二〇一〇年)「心覚」の項。
- 3 『別尊雜記』は「大正新脩大藏經」圖像部第三巻、『鵝珠鈔』は「真言宗全書」第三六巻に所収。
- 4 真鍋俊照「心覚と『別尊雜記』」(『密教圖像と儀軌の研究』上巻、法藏館、二〇〇〇年。初出一九六九年)、同「心覚の金沢文庫本『別尊要記』と師説の研究」(『密教圖像と儀軌の研究』下巻、法藏館、二〇〇一年。初出一九七二年〜一九七四年)。
- 5 高野山大学図書館寄託(「請求記号」特二二／カ金／九)。
- 6 高野山大学図書館寄託(「請求記号」特二二／へ金／六)。
- 7 以下、第四帖の条番号は、底本とする金剛三昧院本のそれによる。
- 8 平田俊春『私撰国史の批判的研究』第四篇第三章「本朝世紀後篇と大外記師遠記」(国書刊行会、一九八二年)所収。
- 9 杉橋隆夫「四天王寺所蔵『如意宝珠御修法日記』・『同』紙背(富樫氏関係)文書について」(『史林』第五三巻第三号、一九七〇年)。
- 10 上川通夫「如意宝珠法の成立」(『日本中世仏教史料論』吉川弘文館、二〇〇七年。初出二〇〇四年)。
- 11 東寺講堂の諸尊については、さしあたって『日本彫刻史基礎資料集成』平安時代重要作品篇一(中央公論美術出版、一九七三年)、松浦正昭「東寺講堂の真言彫像」(頼富本宏編『密教大系』第十一巻、密教美術Ⅱ、法藏館、一九九四年。初出一九八三年)、下松(井ノ上)徹「東寺講堂の諸尊と三輪身説」(『密教文化』第一五七号、一九八七年)参照。このうち下松論文が、『別尊要記』の記事に注目している。
- 12 柳澤孝「高雄曼荼羅の白描本」(東京国立文化財研究所美術部編『高雄曼荼羅の研究』吉川弘文館、一九六七年)、土谷恵「中世初頭の仁和寺御流と三寶院流」(阿部泰郎編『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究』論文篇、勉誠社、一九九八年)。
- 13 無番「御遺告云大唐曲成事」(称名寺本では第六〇条として独立)、第五九条「卅六禽事」、第六〇条「親王事」、第六二条「孔雀經法五方香事」。
- 14 その徴証となるのは、第六二条「孔雀經法五方香事」である。これには、「侍從僧都」の談話として、「先考」(亡父の意)が、華藏院宮聖恵法親王のもとに参上した際、孔雀經法の「五方香」の中で、紫鉢を南方に配するのは何故かという下問を受け、『新修本草』を以て奉答し、法親王の御感を蒙った、という内容が示される。同じ話は、成賢口、深賢記『実帰鈔』(大正新脩大藏經)第七八巻「続諸宗部九」や、深賢口、親快記『土公鈔(土巨抄)』(京都大学附属図書館所蔵、日藏未刊文庫、「請求記号」日藏／未刊／三五五)にも見え、これらには下問を受けた人物を「少納言入道通憲」と明記する。よって「侍從僧都」は、藤原通憲の子息で心覚と親密であった勝賢であることは疑いない。注(12)前掲土谷論文によれば、勝賢は保元三年(一一五八)十二月に権律師に任ぜられ、仁安二年(一一六七)正月に権少僧都に転任している(『醍醐寺座主次第』)。「別尊要記」第四帖において、勝賢の呼称に「侍從律師」と「侍從僧都」という二つが混ざるのは、異なる時期に口説を受けたか

- らである。なお、勝賢の公名が「侍従」であることは、『僧綱補任飛脚』（大日本仏教全書）第一一巻『伝記叢書』や『醍醐雜事記』巻第十などに見える。勝賢の事蹟については、平雅行「源頼朝と京都の真言高僧」、『人間文化研究』第四一号、二〇一八年）も参照。
- 15 例えば、佐藤進一『新版 古文学入門』（法政大学出版局、一九九七年。初刊一九七一年）は、『雑筆要集』に依拠するところが多い。なお、『雑筆要集』の書誌学的専論には、上杉和彦『雑筆要集』を中心とする日本中世文例集史料の研究』（明治大学人文科学研究所紀要）第五〇冊、二〇〇二年）がある。
- 16 中田薫「法制史漫筆 十五 替米」、『法制史論集』第三巻下、岩波書店、一九四三年）。
- 17 竹内理三「平安末期の往来物にあらわれた莊園」、『竹内理三著作集』第七巻 莊園史研究、角川書店、一九九八年。初出一九六三年）。
- 18 猪熊兼繁「儒林拾要」、『群書解題』第八巻 雑部、続群書類従完成会、一九八二年。初刊一九六一年）。
- 19 五味文彦「中世の古文書学」、『中世社会史料論』校倉書房、二〇〇六年。初出二〇〇五年）。
- 20 密教辞典編纂会編『密教大辞典 縮刷版』（改訂増補、法藏館、一九八三年。初刊一九三二年）一二五四頁。
- 21 第五二条「神供方角」、第五三条「御素木・帯・湯等加持事」については、上野勝之氏の御教示による。
- 22 この記事については、川村知行「醍醐寺の仁王経曼荼羅と画像」（稲垣栄三編『醍醐寺の密教と社会』山喜房佛書林、一九九一年）、下松徹『仁王経五方諸尊図』の伝来について（『密教図像』第九号、一九九一年）、井ノ上（下松）徹「仁王経図像の伝来」（藤澤令夫編『研究発表と座談会 明王の図像』上野記念財団助成研究会、一九九六年）、中野玄三「東寺本仁王経五方諸尊像論」（『続日本仏教美術史研究』思文閣出版、二〇〇六年。初出一九九七年）などが関係する研究である。このうち、川村論文は醍醐寺本『鶴林鈔』（函号）第一五九函第二号）を、井ノ上論文は金剛三昧院本『鶴林鈔』および『別尊要記』を利用している。
- 23 この記事については、牧野和夫『阿弥陀経見聞私』・「西行房上（聖）人」、『佛教文学』第二二号、一九八八年）がすでに注目しているが、「西行房上人」が、かの歌人西行であるかどうかは判断を保留している。近年、波多野智人氏は、正治元年（一一九九）の奥書を有する『高野山先哲灌頂記録』（重要文化財『西南院文書』第十一巻、「続真言宗全書」第四一巻所収）に、浄法房兼海（覚鑊の付法弟子）の付法弟子として「上人円意大法房」を記すことに注目し、西行が「大法房円意」と改名したという『源平盛衰記』の記事と関連付けている（同「高野山蓮華乗院における金剛峯寺と大伝法院の関わり方」、『密教学研究』第四一号、二〇〇九年）。波多野氏と同様に、苦米地誠一氏も『高野山先哲灌頂記録』に注目し、「西行と大伝法院・仁和寺」（廣川堯敏教授古稀記念論集刊行会編『浄土教と佛教』山喜房佛書林、二〇一四年）や、同「西行・隆聖父子と大伝法院」（『西行学』第八号、二〇一七年）などで、西行が真言僧として出家し、大伝法院方の事相の達者であったと論じている。
- 『高野山先哲灌頂記録』に見える「上人円意大法房」が、果たして歌人西行であるかどうかは判断を保留しておきたいが、『別尊要記』に見える「西行房上人」と同一人である可能性は高い。それは、『別尊要記』に「西行房上人、親拝見之云、故浄法房、又有此御筆云々」とあるように、兼海についての言及が見られるからである。今後、聖教類の中から問題を解決する新たな手掛かりを得られることを期待したい。

- 24 注(4) 前掲。
- 25 注(4) 前掲。
- 26 注(23) 前掲牧野論文。
- 27 請求記号は、注(6) 前掲。原本調査にあたっては、高橋悠介・橋本正俊・花川真子・藤本孝一・船田淳一諸氏の御助力をいただいた。
- 28 注(23) 前掲牧野論文、注(1)。
- 29 牧野和夫「奥書・識語の区別問題の周辺」(『国文学研究資料館』調査研究報告』第一七号「シンポジウム―奥書・識語をめぐる諸問題―」、一九九六年)。
- 30 なお、第四帖の奥書では、猷然の年齢「四十八」の「八」が「一」の上に重ね書きされているが、橋本正俊氏から、この「一」は「七」の第一画のつもりで書かれた墨線ではないかという御意見を頂いた。その可能性は十分に考えられる。
- 31 金剛三昧院本、高野山大学図書館寄託(「請求記号」特二二/シ金/四)。『真福寺善本叢刊』第二期一真福寺古目錄集二(臨川書店、二〇〇五年)に、真福寺本『常喜院作集目錄』に付載して翻刻が収められている。
- 32 真鍋俊照「心覚の「応保二年卯月記」と師説」『密教図像と儀軌の研究』上巻、法藏館、二〇〇〇年。初出一九八五年。
- 33 神奈川県立金沢文庫管理(「函号」第一一八函第一〇号一〜四)。
- 34 禅遍の高野山における修学については、真鍋俊照「高野山と鎌倉の禅遍宏教」『密教図像と儀軌の研究』下巻、法藏館、二〇〇一年。初出一九九八年)に詳しい。
- 35 最近の高橋悠介「密教聖教のかたち」『書物学』第八号、二〇一六年)は、「草禾魚一水(蘇生法)」(『称名寺聖教』第三二八函第九四号)の表紙に記載された「予見」「金玉」という朱書に注目し、「予見」は心覚、「金玉」は顕覚を意味する略名であることから、同書の内容が心覚―顕覚―禅遍(宏教)―鈔阿の流れで伝わったと推測している。なお、略名については、松本光隆「先徳略名口決・作名について」(『鎌倉時代語研究』第六輯、一九八三年)に詳しい。
- 〔付記〕本研究会は、二〇一五年の冬に、奥山直司先生(前密教文化研究所長)から「中世密教の聖教をテーマとした研究会を作ってはどうか」という御提案をいただいたのが切っ掛けで始まった。研究会の活動に御配慮いただいた奥山先生、ならびに現所長の佐藤隆彦先生に感謝申し上げる。また、底本・対校本などの調査・利用に御高配をいただいた高野山大学図書館・神奈川県立金沢文庫・愛知県立大学図書館、梵字の読解について御教示いただいた大柴清圓氏にも御礼を申し上げます。なお、本稿は、坂口がJSPS科研費の助成を受けている「聖教から見た鎌倉後期の公武権力と真言密教」(若手研究、課題番号18K12512)の成果の一部を含む。

